

扶桑町こども計画

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

令和7年（2025年）3月

扶 桑 町

目 次

I	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	5
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制とニーズの把握.....	7
II	本町のこども・子育ての現状と課題	
1	人口動態等の状況.....	8
2	子ども・子育て支援事業の現状.....	14
3	子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要	22
4	こども・若者の生活実態・意識調査結果の概要	37
III	計画の基本的な考え方	
1	基本理念	43
2	基本方針	44
3	基本目標	46
4	施策の体系	48
IV	施策の展開	
	基本目標 1 こどもが心身ともに健やかに成長するために	49
	基本目標 2 こどもと子育て家庭を支えるために	56
	基本目標 3 こどもが夢や希望を叶えるために	65
	基本目標 4 こどもが安心して安全に過ごすために	71
V	子ども・子育て支援事業の展開	
1	教育・保育提供区域.....	73
2	教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の推計	73
3	教育・保育の量の見込みと確保策.....	76
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策.....	80
5	こどもの放課後対策に係る事業の量の見込みと確保策	89
6	成育医療等に係る事業の量の見込みと確保策等	91

7	教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保	95
8	子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保.....	95

VI 計画の推進

1	計画の推進体制.....	96
2	計画の公表および周知	96
3	計画の評価と進行管理	96

資料編

1	扶桑町子ども・子育て会議	98
2	計画の策定経緯.....	101

1 計画策定の背景

☆

(1) こども基本法の施行～こどもまんなか社会を目指して

令和5年4月1日、こども基本法が施行されました。

こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会（こどもまんなか社会）の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としています。

同法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

そして、同法第3条において、こども施策の基本理念として、次の6点が掲げられています。

＜こども基本法におけるこども施策の基本理念＞

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第

一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

同法において、国は、これらの基本理念にのっとり、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。

「こども大綱」とは、これまで別々に推進してきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子どもの貧困対策に関する大綱」を1つにまとめ、政府全体のこども政策について基本方針などを定めるもので、少子化に限らず、若者支援やこどもの貧困などの分野を対象としています。

こども基本法では、この大綱と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定することが努力義務となっています。

＜こども政策に関する主な動向＞

令和2年	・第2期子ども・子育て支援事業計画スタート ◇新型コロナウイルス感染症の感染拡大 ・「少子化社会対策大綱」閣議決定 ○社会福祉法の改正（重層的支援体制整備事業の創設等）
令和3年	○育児、介護休業法の改正（育児休業を取得しやすい雇用環境の整備等） ◇東京2020オリンピック/東京2020パラリンピック ・こども政策の推進に掛かる有識者会議を開催 ・「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」閣議決定
令和4年	◇北京冬季オリンピック ◇ロシアのウクライナ侵攻 ○児童福祉法等の改正（こども家庭センターの設置等） ○こども家庭庁設置法公布 ○こども基本法公布

令和5年	・こども家庭庁設置 ○こども基本法施行 ・こども政策推進会議設置 ・こども家庭審議会設置 ・「こども大綱」閣議決定 ・「こども未来戦略こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現のための『こども未来戦略』の策定に向けて～」閣議決定 ・「こどもの居場所作りに関する指針」「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」閣議決定
------	---

(2) 扶桑町におけるこども施策の経緯

扶桑町（以下「本町」という。）では、平成16年度に次世代育成支援対策推進法に基づく「扶桑町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、一時保育、病児・病後児保育の実施、延長保育の充実など、子ども・子育て支援に関する施策を推進してきました。平成21年度には、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「扶桑町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援センターを中心に育児サークルへの活動支援や情報提供の充実など住民主体の取組を支援してきました。

そして、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」に基づき、扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。「みんなの支え合いでつくる子どもの笑顔が輝くまち」を基本理念とし、4つの基本目標を掲げ、各子育て支援事業のさらなる充実を図り、子育て家庭が安心して子どもを育てていける地域づくりをめざしてきました。

平成30・平成31（令和元）年度には、第一期計画を踏まえ、令和2年度から令和6年度を期間とする第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画「すくすく子育て笑顔プラン in Fuso 2」（以下「第二期計画」という。）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応するための子育て支援を進めてきました。さらに、令和4年度には、「扶桑町児童センター ひまわり」の開館、休日（祝日）保育の開始などを勘案して、第二期計画の中間見直しを行いました。

また、第一期計画策定時に扶桑町次世代育成支援地域協議会を引き継ぐ形で、「扶桑町子ども・子育て会議」を設置しました。以降、計画に基づく事業の進捗状況の点検、評価を行い、地域社会全体による子ども・子育て支援を推進・検討してきました。

(3) 市町村こども計画について

こども基本法第10条において、市町村はこども大綱および都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。このように関連計画と一体的な計画として作成することにより、こども施策に全体として統一的に横串を刺し、住民にとって一層分かりやすいものとしします。

〔市町村こども計画と一体的に作成できる計画〕

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの
 〔 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画 等 〕

(4) 扶桑町こども計画の策定

第二期計画では、「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画」を一体的に策定し、こどもに関する施策を展開しています。

「扶桑町こども計画」は「第二期扶桑町子ども・子育て支援事業計画」を踏襲するとともに、内容を拡充することで、「子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」を包含した形にまとめ、子ども・若者に関する総合的な計画に位置付けます。

さらに、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」を包含することで、ライフステージに応じた切れ目のない支援を推進していきます。

(5) 扶桑町子ども・子育て会議の設置・運営

国は、子ども・子育て支援法第72条に基づき、子ども・子育て支援新制度における政策決定の過程に、子育てをしている当事者やさまざまな立場の方の意見を取り入れることができるよう「子ども・子育て会議」を設置しました。

本町においても、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「審議会その他の合議制の機関」として、「扶桑町子ども・子育て会議」を設置しました。

教育・保育施設の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定・変更する際は、この会議において検討していきます。

2 計画の位置づけ



(1) 法的な位置づけ

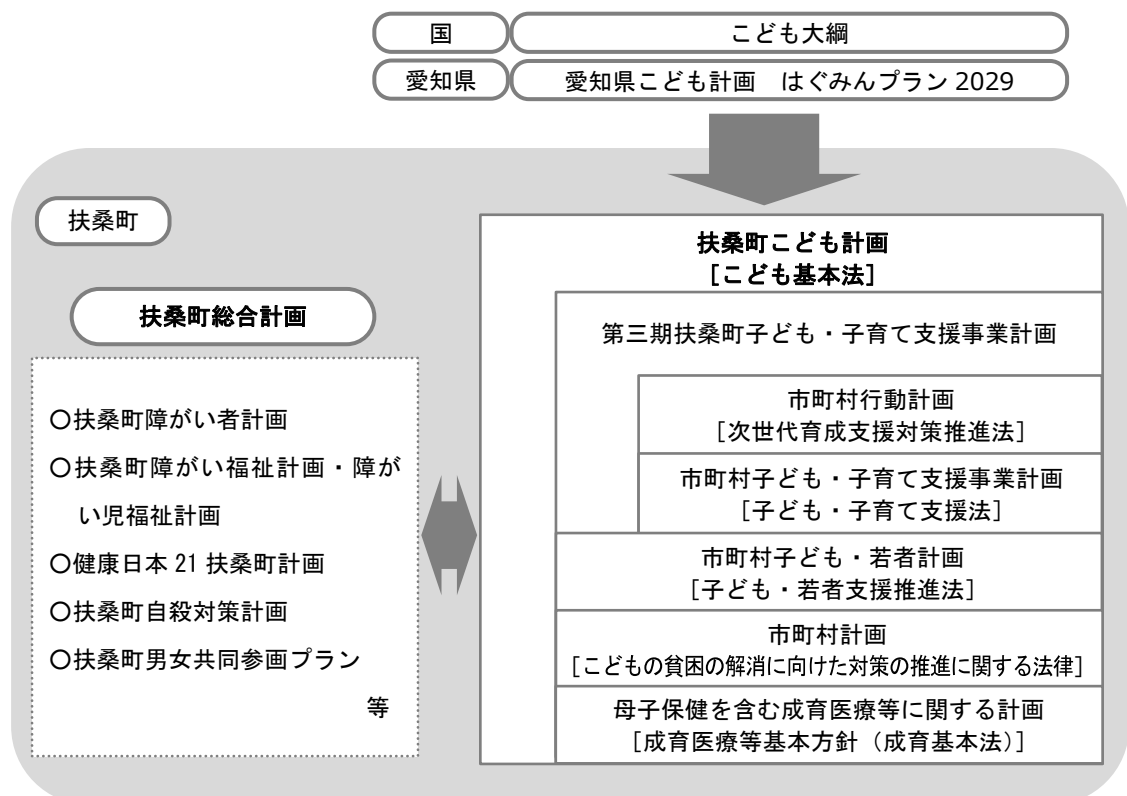
本計画は、これまで、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画および次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画として策定され、推進されてきた「扶桑町子ども・子育て支援事業計画」の枠組みと内容を継承しながら、こども基本法第10条に基づく市町村こども計画として、国の「こども大綱」および「愛知県こども計画 はぐみんプラン2029」を勘案し策定しました。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画、さらに母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するための母子保健を含む成育医療等に関する計画の内容を包含して策定しました。

(2) 他計画との関係

この計画は、「扶桑町総合計画」はもとより、「扶桑町障がい者計画」「扶桑町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「健康日本21扶桑町計画」「扶桑町男女共同参画プラン」などの本町の関連計画との調整を図りつつ策定しました。

〔計画の位置づけ〕



3 計画の期間



この計画の期間は、令和7～11年度の5年間とします。ただし、必要に応じて計画の見直しを行います。

<計画期間>

平27 年度	平28 年度	平29 年度	平30 年度	令元 年度	令2 年度	令3 年度	令4 年度	令5 年度	令6 年度	令7 年度	令8 年度	令9 年度	令10 年度	令11 年度
第一期子ども・子育て支援事業計画														
				策定	第二期子ども・子育て支援事業計画									
							中間 見直し		策定	扶桑町こども計画 (第三期子ども・子育て支援事業 計画を含む)				
														策定

4 計画の策定体制とニーズの把握



(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、関係機関又は関係団体の者等で構成する「扶桑町子ども・子育て会議」において審議します。

(2) ニーズ調査の実施

計画策定に先立ち、小学校6年生以下の児童をもつ保護者および15～29歳の住民を対象に実施しました。

<調査方法等>

区 分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査	こども・若者の生活実態・意識調査
調査対象者	就学前児童の保護者から無作為抽出	小学生の保護者から無作為抽出	15～29歳の住民から無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・回収		
調査基準日	令和5年12月1日		令和6年7月1日
調査期間	令和5年12月1日～22日		令和6年7月29日～8月16日
配布数	1,000	1,000	1,000
有効回答数	553	539	217（郵送：71、web：146）
有効回答率	55.3%	53.9%	21.7%

Ⅱ 本町のこども・子育ての現状と課題

1 人口動態等の状況

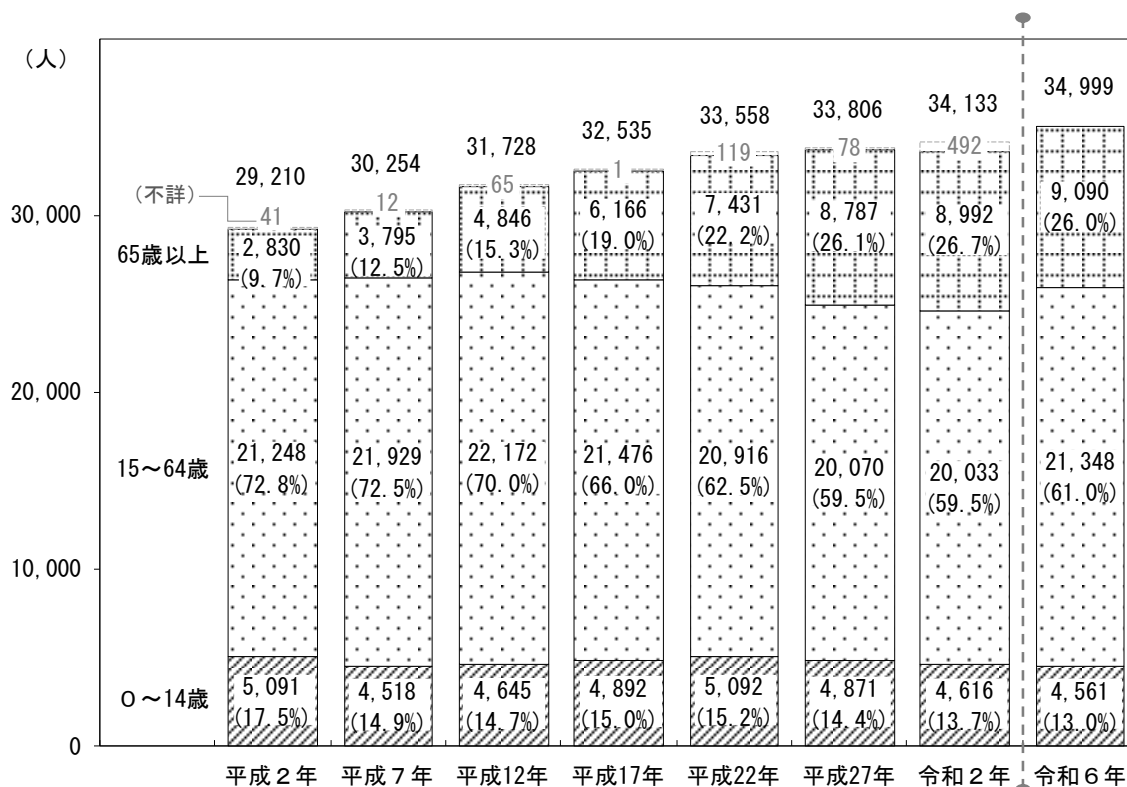
☆

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年3月31日現在34,999人です。

国勢調査で平成2～令和2年の人口の推移をみると、本町の総人口は増加を続けています。年齢3区分別に人口構成比の推移をみると、0～14歳の年少人口は平成7年に低下し、その後は15%前後で推移していましたが、平成27年以降は再び低下しています。また、15～64歳の生産年齢人口は平成2年以降低下傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢者人口は右肩上がりに上昇しています。

図表1 人口の推移

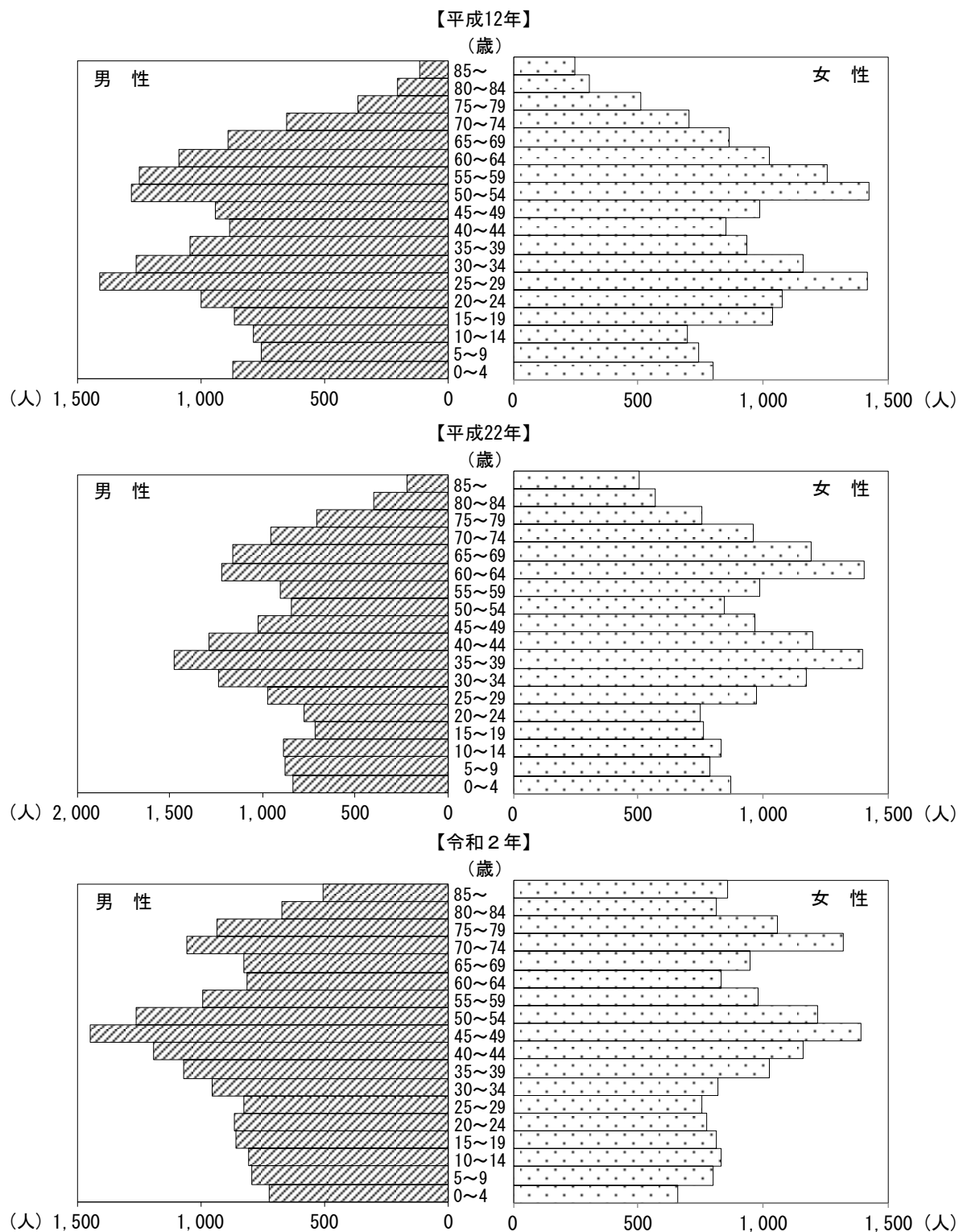


資料：令和2年までは国勢調査、令和6年は住民基本台帳人口（3月31日現在）

(2) 人口ピラミッド

平成12年から令和2年までの本町の性別5歳年齢階級別人口（人口ピラミッド）を10年ごとに比較すると、団塊世代およびそのこども世代を含む年齢層の膨らみが上部に移動し、底部が小さく頭部が大きな形に変化しています。

図表2 人口ピラミッド



資料：国勢調査

(3) こども数の推移

令和6年3月31日現在、本町のこども数（18歳未満人口）は5,597人です。

年齢3歳階級別にみると、15～17歳の人口が1,036人と最も多く、0～2歳の人口が767人と最も少なくなっています。また、その推移をみると、3～5歳、9～11歳は減少傾向にあり、さらに0～2歳、6～8歳も令和4年をピークに減少しています。

図表3 こども数の推移

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計	5,779	5,753	5,715	5,656	5,597
0 ～ 2 歳	821	822	826	808	767
0 歳	274	269	264	249	210
1 歳	261	285	270	285	264
2 歳	286	268	292	274	293
3 ～ 5 歳	936	908	873	856	849
3 歳	295	290	274	287	278
4 歳	317	299	294	275	289
5 歳	324	319	305	294	282
6 ～ 8 歳	987	980	999	972	930
6 歳	341	327	332	309	295
7 歳	311	342	326	332	306
8 歳	335	311	341	331	329
9 ～ 11 歳	1,002	1,019	1,008	998	989
9 歳	347	337	312	340	337
10 歳	327	350	339	312	343
11 歳	328	332	357	346	309
12 ～ 14 歳	986	1,020	1,013	1,020	1,026
12 歳	347	333	329	354	343
13 歳	336	348	336	329	354
14 歳	303	339	348	337	329
15 ～ 17 歳	1,047	1,004	996	1,002	1,036
15 歳	335	301	344	350	339
16 歳	360	339	303	345	353
17 歳	352	364	349	307	344

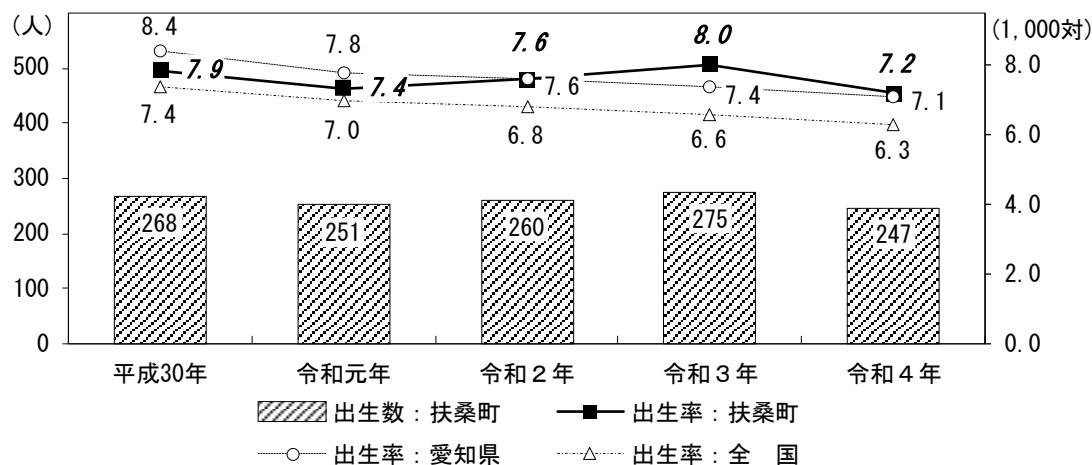
資料：住民基本台帳人口（各年3月31日現在）

(4) 出生数・出生率の推移

令和4年における本町の出生数は247人、出生率（人口1,000対）は7.2です。

出生率の推移をみると、令和元年以降上昇していたものの、令和4年には低下しました。愛知県、全国と比較すると、いずれの年も全国を上回って推移しており、さらに令和3年以降は愛知県も上回っています。

図表4 出生数・出生率の推移



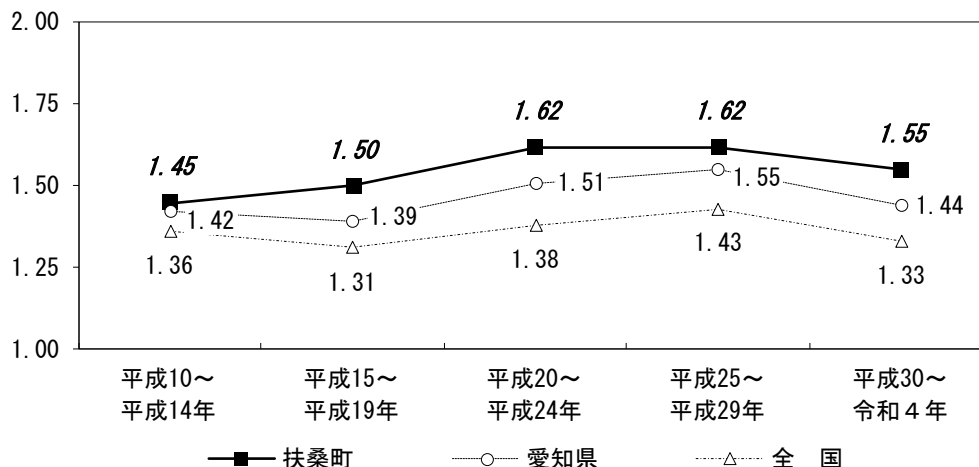
資料：愛知県衛生年報

(5) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率※は、平成10～14年から平成20～24年にかけて上昇し、その後横ばいに推移した後、平成30～令和4年には低下し、1.55となっています。愛知県、全国と比較すると、平成10～14年以降上回って推移しています。

※合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時のこども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています

図表5 合計特殊出生率の推移



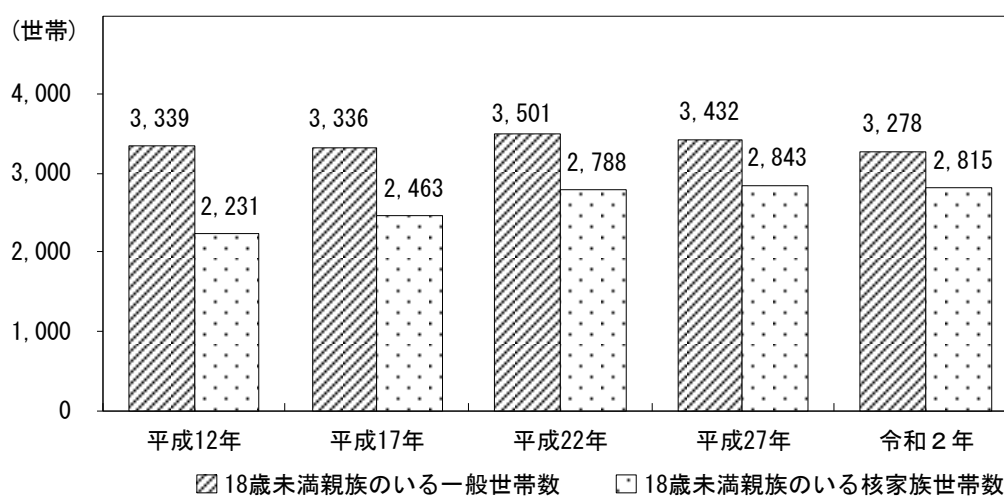
資料：人口動態保健所・市町村別統計

(6) 18歳未満親族のいる世帯数の推移

本町の18歳未満親族のいる一般世帯は3,278世帯で、そのうち核家族世帯は2,815世帯です。一般世帯はほぼ横ばいで推移している一方、核家族世帯は平成27年まで増加し、その後は横ばいになっています。(図表6)。

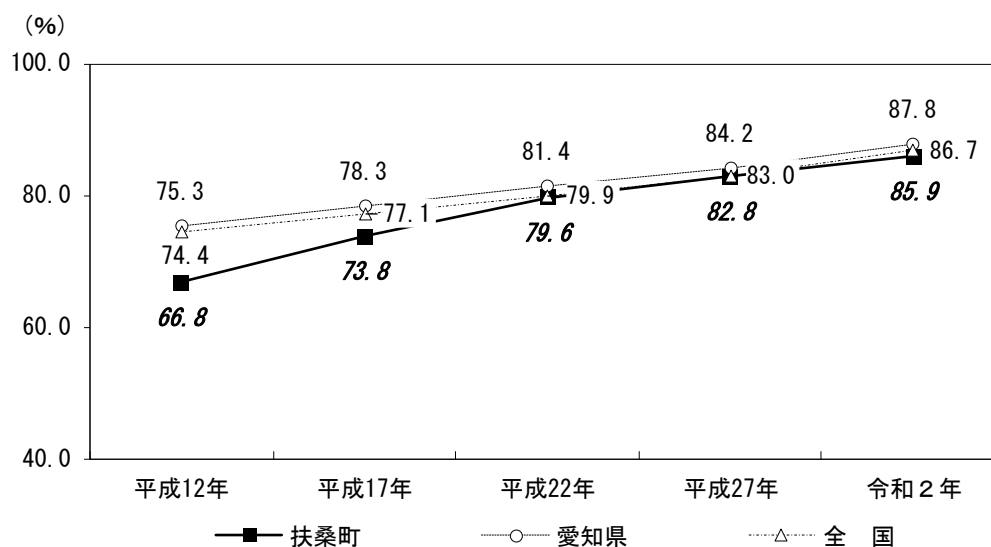
また、本町の18歳未満親族のいる核家族世帯の割合は85.9%で、平成12年以降上昇を続けています。愛知県、全国との比較では、平成12年は5ポイント以上低くなっていたものの、その差は次第に小さくなり、平成22年以降はほぼ同率で推移しています(図表7)。

図表6 18歳未満親族のいる世帯数の推移



資料：国勢調査

図表7 18歳未満親族のいる核家族世帯の割合の推移



資料：国勢調査

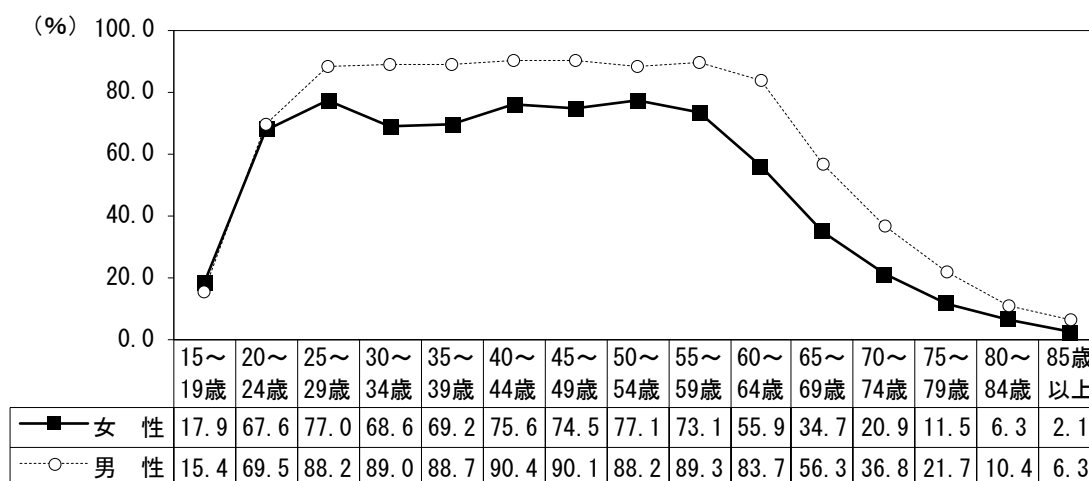
(7) 女性の就業状況

本町の令和2年の性・年齢別就業率をみると、男性の就業率は25～29歳で88.2%となり、その後、30代から50代までは90%前後を維持し、定年退職を迎える60代から低下しています。

一方、女性の就業率は、25～29歳で77.0%となるものの、30代では60%台まで低下し、40～44歳には再び上昇、55～59歳まで70%台で推移した後に徐々に低下する、いわゆるM字カーブを描いています。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが落ち着いた40代で再び職に就くという女性特有の就労状況がうかがえます（図表8）。

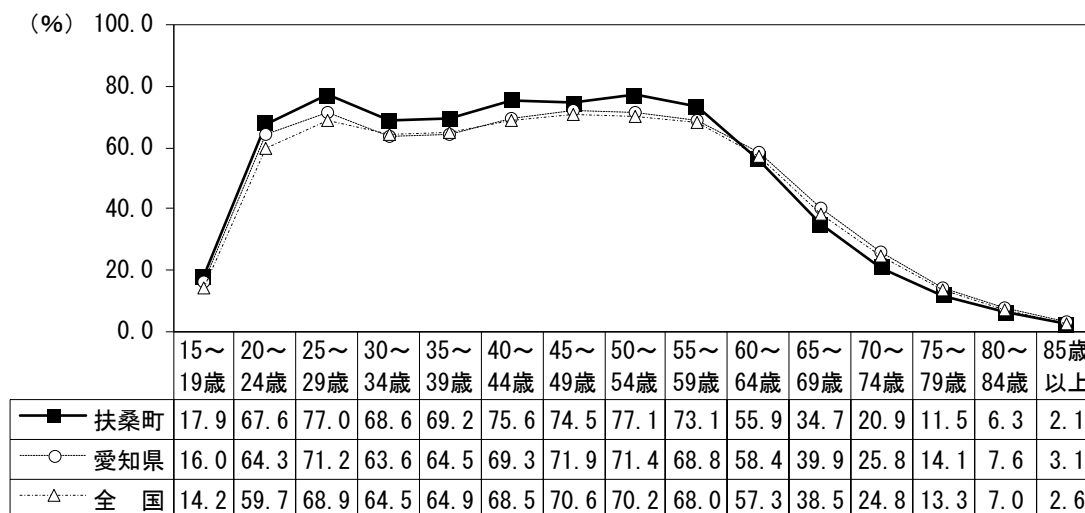
また、女性の年齢別就業率を愛知県、全国と比較すると、ほぼ同様の推移をしているものの、20代から50代において上回っており、女性の社会参加が進んでいることがうかがえます（図表9）。

図表8 性・年齢別就業率



資料：国勢調査（令和2年）

図表9 女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査（令和2年）

2 子ども・子育て支援事業の現状



(1) 保育園

① 保育園の概要

本町には、町立保育所が7か所あります。

園別にみた定員、利用対象年齢、保育時間等は次のとおりです。

図表10 保育時間・入園年齢等の状況（令和5年度）

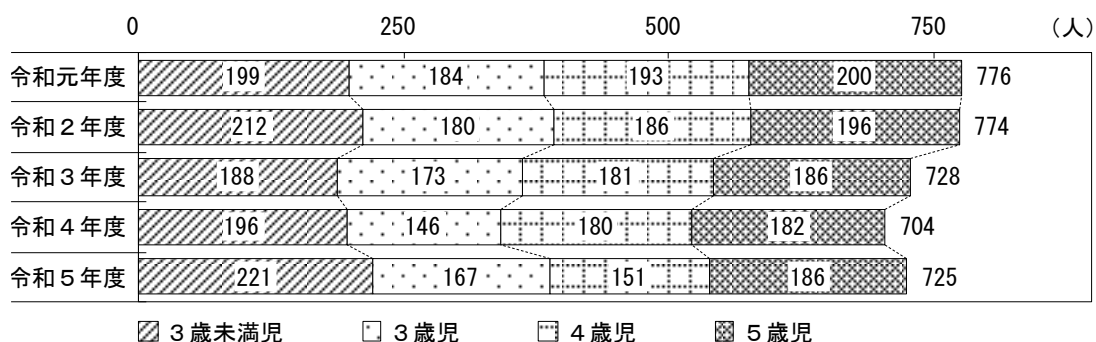
区 分	定員	入園年齢		保 育 時 間		備 考
				平 日	土曜日・祝日	
高雄保育園	140人	3歳児	通常延長	8:30~16:30 7:30~18:30		一時保育
高雄西保育園	150人	0歳7か月	通常延長	8:30~16:30 7:30~19:00	7:30~16:30	土曜保育
高雄南保育園	140人	1歳児	通常延長	8:30~16:30 7:30~19:00	7:30~16:30	祝日保育
山名保育園	140人	0歳7か月	通常延長	8:30~16:30 7:30~19:00		
斎藤保育園	90人	1歳児	通常延長	8:30~16:30 7:30~18:30		一時保育
柏森保育園	140人	1歳児	通常延長	8:30~16:30 7:30~19:00	7:30~16:30	土曜保育
柏森南保育園	90人	0歳7か月	通常延長	8:30~16:30 7:30~18:30		

② 保育園の利用児童数の推移

令和5年4月1日現在、認可保育園を利用している児童は725人です。年齢別に見ると、3歳未満児が221人と最も多くなっています。

利用児童数の推移をみると、令和元年度以降減少していましたが、令和5年度には増加しました。また、3歳未満児は、令和3年度以降増加しています。

図表11 保育園の年齢別利用児童数の推移



（注）各年4月1日現在

(2) 幼稚園

① 幼稚園の概要

本町には、私立である扶桑幼稚園が1か所あります。

扶桑幼稚園の定員、クラス数等は次のとおりです。

図表12 町内幼稚園の概要

区 分	定員	クラス				備考
			年少	年中	年長	
扶桑幼稚園 (私立)	170人	7	3	2	2	預かり保育

(注) 令和5年5月1日現在

② 幼稚園の利用児童数の推移

令和5年5月1日現在、町内外の幼稚園を利用している児童は328人です。

利用児童数の推移をみると、令和2年度に大きく増加したものの、その後徐々に減少し、令和5年度には令和元年度と同水準である328人となっています。

図表13 幼稚園の利用児童数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用児童数	324	382	381	361	328

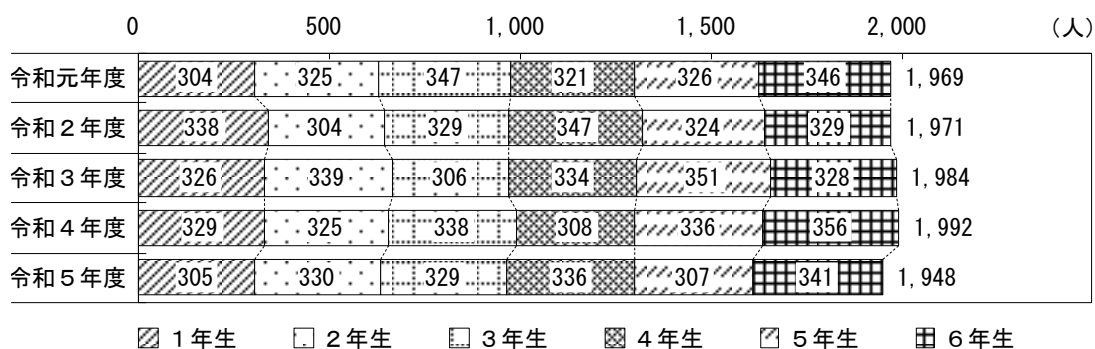
(注) 各年5月1日現在

(3) 小学校

令和5年5月1日現在、本町には小学校が4校あり、小学校に通っている児童は1,948人です。

小学校児童数の推移をみると、令和元年度以降1,900人台で推移しています。

図表14 小学校学年別児童数の推移



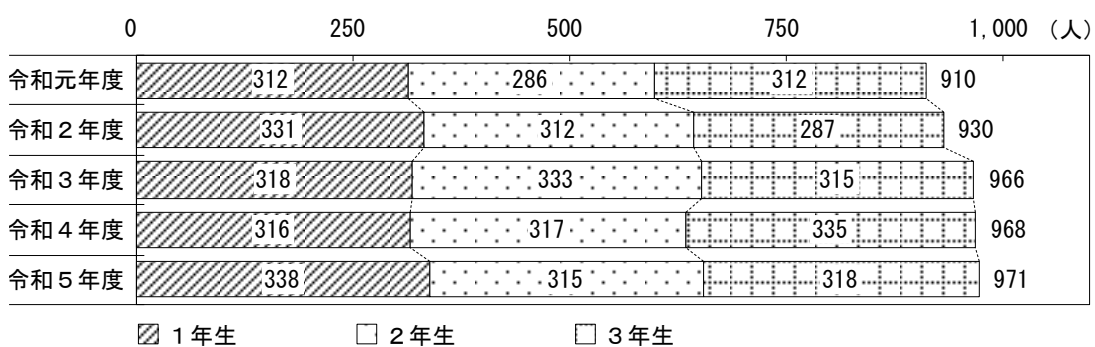
(注) 各年5月1日現在

(4) 中学校

令和5年5月1日現在、本町には中学校が2校あり、中学校に通っている生徒は971人です。

中学校生徒数の推移をみると、令和元年度以降900人台で推移しています。

図表15 中学校学年別生徒数の推移



(注) 各年5月1日現在

(5) 放課後の健全育成

① 放課後児童クラブ

令和5年度末現在、放課後児童クラブは町内に4か所あり、在籍児童数は632人となっています。

在籍児童数の推移をみると、令和元年度以降増加傾向にあります。放課後児童クラブ別にみると、山名放課後児童クラブは横ばいで推移しているものの、その他の放課後児童クラブについては増加傾向にあります。

図表16 放課後児童クラブの在籍児童数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高雄放課後児童クラブ	126	168	163	169	173
扶桑東放課後児童クラブ	77	85	78	100	123
山名放課後児童クラブ	75	78	74	76	84
柏森放課後児童クラブ	172	195	193	210	252
計	450	526	508	555	632

(注) 各年度とも年度末現在の平均在籍者数

② 放課後子ども広場

令和5年度末現在、放課後子ども広場は町内に4か所あり、在籍児童数は144人となっています。

在籍児童数の推移をみると、令和元年度以降減少しています。

図表17 放課後子ども広場の在籍児童数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高雄放課後子ども広場	75	69	60	49	42
扶桑東放課後子ども広場	54	54	45	33	32
山名放課後子ども広場	48	53	34	21	26
柏森放課後子ども広場	60	55	49	49	44
計	237	231	188	152	144

(注) 各年度とも年度末現在の在籍者数

(6) 各種子育て支援事業

① 子育て支援センター

本町では、高雄保育園内にある「にこにこらんど」と、扶桑町児童センター内にある「すくすくらんど」の2か所で子育て支援センター事業を実施しています。育児相談、子育て情報の提供を行うとともに、親子遊び、サークル活動支援を実施しています。また、こどもたちの遊びの場や親同士が仲間を作る場となっています。

令和5年度の延べ利用者数は、24,196人です。

図表18 子育て支援センターの延べ利用者数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	12,773	14,241	16,638	20,556	24,196

② ファミリー・サポート・センター

仕事と育児の両立や家庭での育児支援のため、保育園などへの送迎や保育時間の前後の保育、趣味活動等のリフレッシュ時にこどもを預かるなどのサービスを、提供したい人と受けたい人が会員となり、育児の相互援助を有料で行うものです。

令和5年度の実施件数は、230件です。

図表19 ファミリー・サポート・センターの実施件数の推移

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	158	443	448	267	230

③ シルバー人材センター会員によるベビーシッター

シルバー人材センターに会員登録をしている女性が、面談や打ち合わせを行った上で、保育所の送迎や仕事から帰宅するまでの子守、産前産後の手助けなどを有料で行っています。

令和5年度の実施件数は、2件です。

図表20 シルバー人材センター会員によるベビーシッターの実施件数の推移

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	2	32	0	19	2

④ こころろルーム（託児ルーム）

高雄シルバーハウス内で、シルバー人材センターに登録している会員が6か月以上の未就園児の託児を有料で行っています。

令和5年度の実施件数は、60件です。

図表21 こころろルームの実施件数の推移

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施件数	230	92	216	101	60

⑤ 時間外保育

保育所では、仕事などを理由として、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間ではない時間帯での早朝及び延長保育を行っています。

令和5年度の延べ利用者数をみると、早朝保育は61,179人、延長保育は61,558人となっており、ともに令和2年度以降最も多くなっています。

図表22 時間外保育の延べ利用者数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
早朝利用者数 7：30～8：30	56,601	56,131	55,327	55,179	61,179
延長利用者数 16：30～18：30	49,866	51,257	48,763	55,360	61,558

（注）延長保育について、高雄西保育園、高雄南保育園、山名保育園、柏森保育園は19:00まで実施しています。

⑥ 幼稚園の一時預かり（預かり保育）

幼稚園では、保護者の多様な就労形態に対応するため、幼稚園の終了後に預かり保育を実施しています。

令和5年度の延べ利用者数は228人で、令和元年度以降最も多くなっています。

図表23 幼稚園の一時預かりの利用者数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	189	189	196	221	228

⑦ 一時保育

一時保育は、普段は家庭で保育している子どもを、保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないときに、緊急、一時的に預かるサービスです。高雄保育園及び斎藤保育園において実施しています。

令和5年度の延べ利用者数は、3,478人です。

図表24 一時保育の延べ利用者数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	3,417	2,255	3,121	2,479	3,478

⑧ 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気やけがの回復期にある子どもが、保育園などの集団や家庭で保育できない時に、医師の指示に基づき、看護師と保育士が連携して一時的に預かるサービスです。本町では、大口町と連携して「つくしこどもクリニック」に委託して実施しています。

令和5年度の利用者数は、81人です。

図表25 病児・病後児保育の利用者数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	98	34	68	110	81

⑨ 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健センターの助産師または保健師が、生後3か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握して、適切な指導や助言、情報提供を行います。また、新生児訪問として、4か月健診前までの乳児に対する追加の訪問を町の独自事業として行っています。

令和5年度の実施人数は、221人です。

図表26 乳児家庭全戸訪問の実施人数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施人数	249	249	262	249	221

⑩ 妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産ができるよう、妊娠中の健康診査14回にかかる費用を助成しています。さらに、令和4年度からは、産後健康診査2回についても助成を行っています。

図表27 妊産婦健康診査の実施回数の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ受診者数	3,818	3,576	3,774	3,610	3,322

⑪ 子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育て期にわたり、妊産婦や乳幼児の状況を継続的に把握し、切れ目のない相談支援を行っています。

令和5年度の相談件数は、842件です。

図表28 子育て世代包括支援センターへの相談件数の推移

単位：件

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	—	964	980	902	842

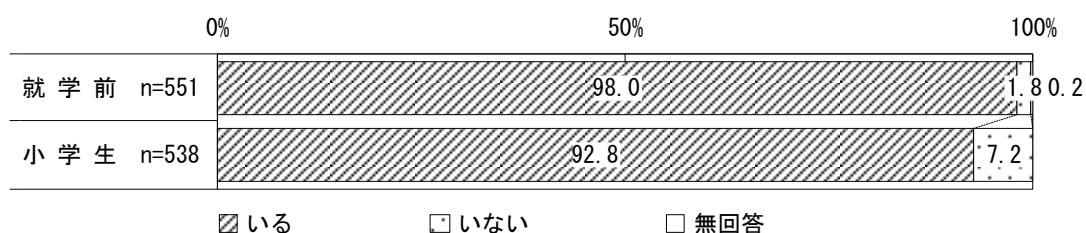
3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

☆

(1) 配偶関係

回答者の配偶関係をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いる」が90%以上を占めていますが、就学前児童保護者の1.8%、小学生保護者の7.2%が「いない」と回答しています。

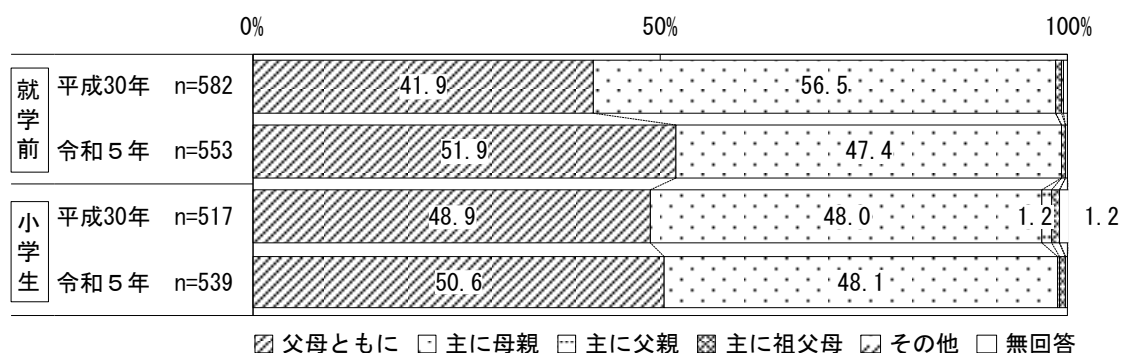
図表29 配偶者の有無



(2) 子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっており、平成30年の調査に比べて上昇しています。父親の育児参加が進んでいることがうかがえます。

図表30 子育てを主に行っている人

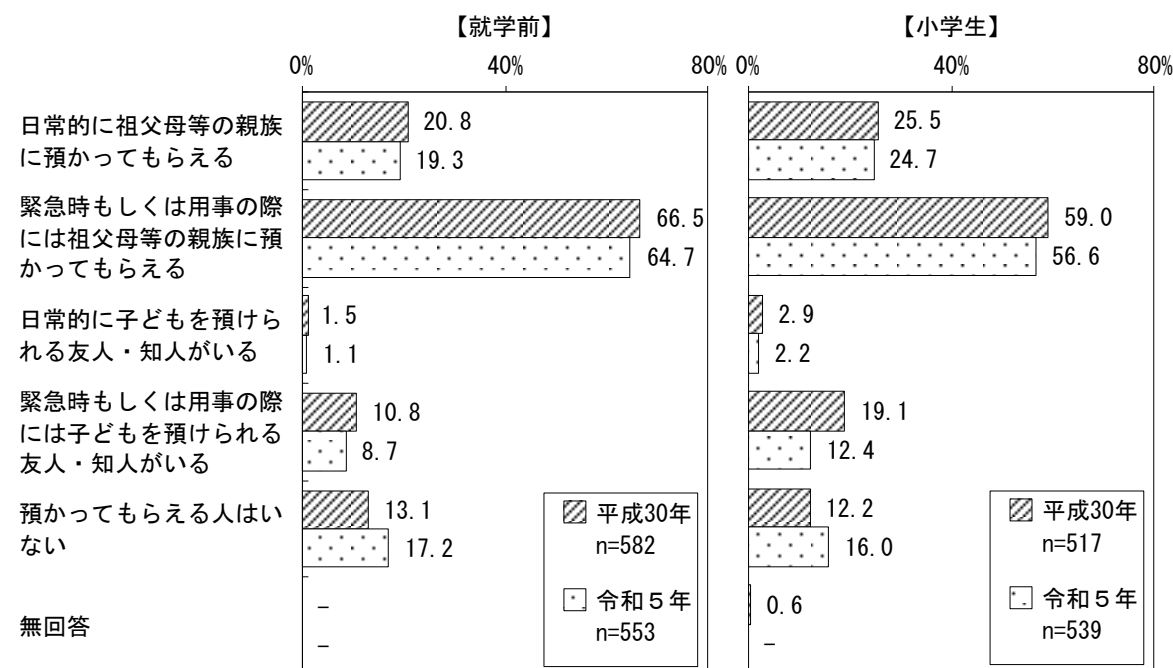


(注) 1%未満の数値は表記を省略

(3) 子どもを預かってもらえる人の有無

子どもを預かってもらえる人の有無をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」が最も高くなっていますが、平成30年の調査に比べて「預かってもらえる人はいない」が4ポイント程度上昇しています。

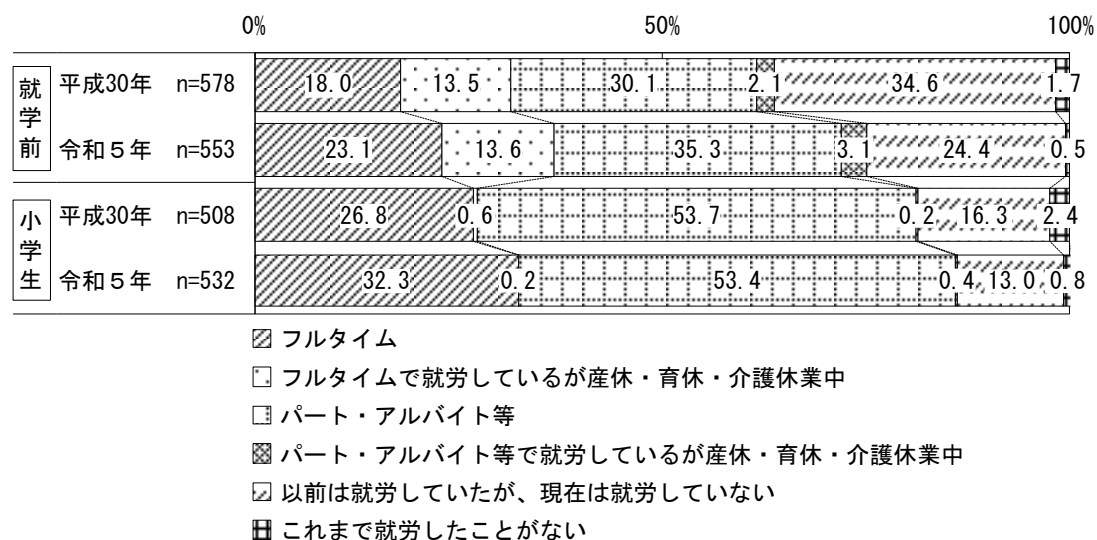
図表31 子どもを預かってもらえる人の有無（複数回答）



(4) 母親の就労状況

母親の就労状況をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイム」および「パート・アルバイト等」が高くなっており、平成30年の調査に比べて就労している人の率が上昇しています。

図表32 母親の就労状況



(5) 平日の定期的な教育・保育事業（就学前児童保護者）

① 利用している教育・保育事業

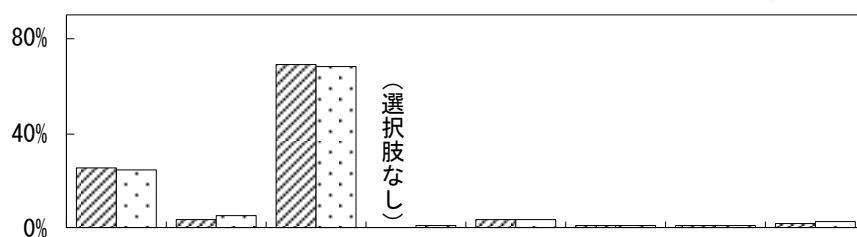
定期的な教育・保育事業を利用している人に、その種類をたずねたところ、「保育園」が68.5%と最も高く、次いで「幼稚園」が24.4%などの順となっています。平成30年との比較では、「幼稚園の預かり保育」が2.4ポイント上昇しています。

子どもの年齢区分別にみると、どちらも「保育園」が最も高くなっています。「幼稚園」は当然のことながら3歳以上が高く、「事業所内保育施設」は3歳未満のみ、「認定こども園」は3歳以上のみとなっています。

母親の就労状況別にみると、「保育園」が高いのはフルタイム、パート等および休業中、「幼稚園」が高いのは非就労です。

図表33 利用している教育・保育事業（複数回答）

単位：nは人、他は%



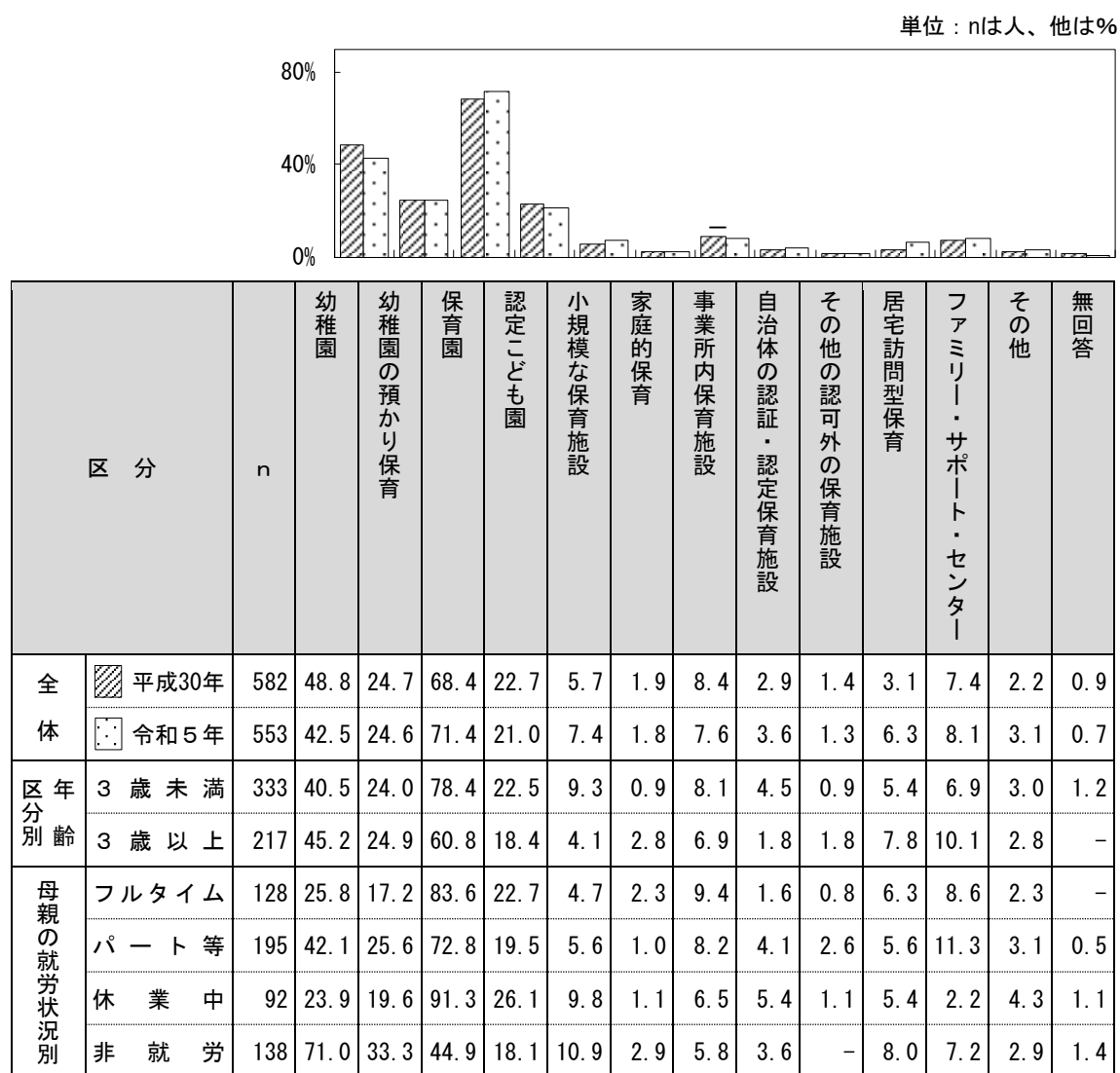
区 分		n	幼稚園	幼稚園の預かり保育	保育園	認定こども園	事業所内保育施設	その他の認可外の保育施設	ファミリー・サポート・センター	その他
全 体	平成30年	307	25.7	3.3	68.7	0.9	3.3	0.7	0.7	2.0
	令和5年	352	24.4	5.7	68.5		4.0	1.4	0.6	2.8
区 年 分 別 齢	3 歳 未 満	132	3.0	0.8	81.8	－	10.6	3.0	0.8	3.8
	3 歳 以 上	217	36.9	8.3	60.8	1.4	－	0.5	0.5	1.8
母 親 の 就 労 状 況 別	フルタイム	123	7.3	4.1	85.4	0.8	5.7	0.8	－	0.8
	パート等	181	25.4	7.7	67.4	－	3.9	2.2	0.6	3.3
	休業中	5	－	－	100.0	－	－	－	－	－
	非就労	43	72.1	2.3	20.9	4.7	－	－	2.3	7.0

② 定期的に利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい教育・保育事業は、「保育園」が71.4%と最も高く、次いで「幼稚園」が42.5%、「幼稚園の預かり保育」が24.6%などの順となっています。平成30年との比較では、「保育園」、「小規模な保育施設」、「自治体の認証・認定保育施設」、「居宅訪問型保育」および「ファミリー・サポート・センター」が高くなっています。

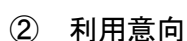
母親の就労状況別にみると、フルタイム、パート等および休業中は「保育園」が高く、非就労は「幼稚園」が高くなっています。保育状況別にみると、未利用者の71.1%が「保育園」を、47.8%が「幼稚園」を利用したいと考えています。

図表34 定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



① 利用状況

図表35 地域子育て支援センターの利用状況（複数回答）



図表36 地域子育て支援センターの利用意向

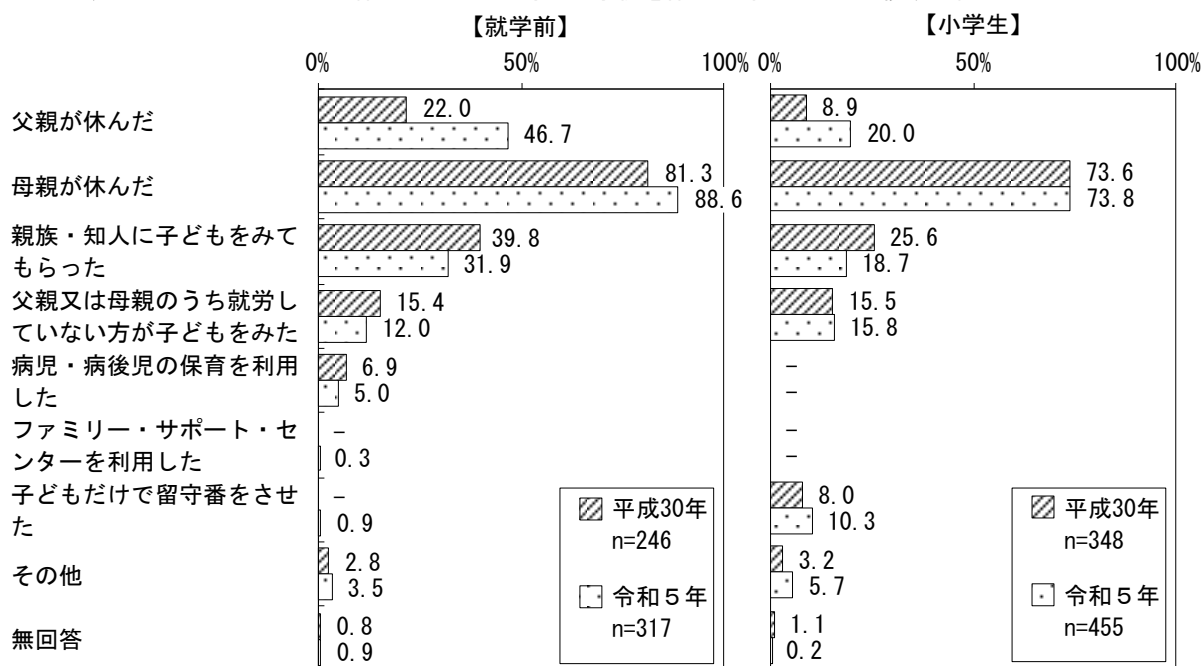


(7) 子どもの病気やけがの際の対応

① 病気やけがにより保育園・幼稚園等や小学校を休んだ時の対処法

この1年間に、子どもの病気やけがにより保育園・幼稚園等や小学校を休んだことがあったと回答した人に、その際の対処法をたずねたところ、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「母親が休んだ」が突出して高くなっています。一方、平成30年の調査に比べ、「父親が休んだ」が、就学前児童保護者で24.7ポイント、小学生保護者で11.1ポイントと大幅に上昇しています。

図表37 病気やけがにより保育園・幼稚園等や小学校を休んだ時の対処法（複数回答）

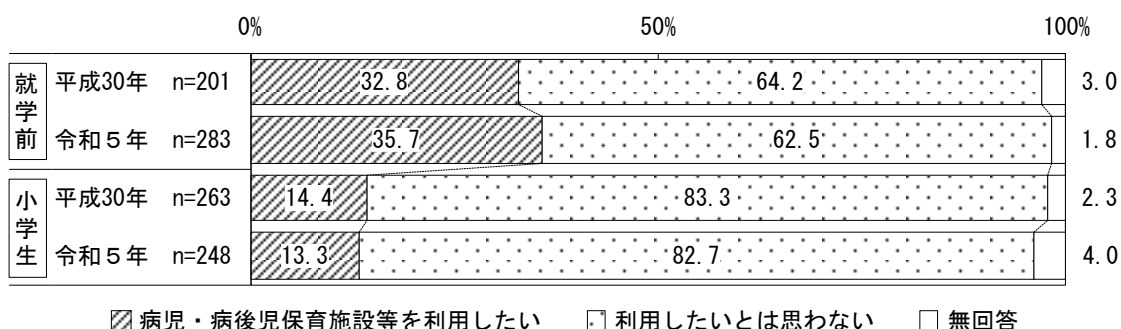


(注)「ベビーシッターを利用した」という選択肢が用意されていたが、就学前児童保護者、小学生保護者ともに回答はなかった。

② 病児・病後児保育施設等の利用意向

①で「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した人の病児・病後児保育施設等の利用意向は、就学前児童保護者で35.7%、小学生保護者で13.3%です。

図表38 病児・病後児保育施設等の利用意向



■ 病児・病後児保育施設等を利用したい □ 利用したいとは思わない □ 無回答

(注) 小学生保護者については、子どもの学年が1～4年生の人のみたずねている。

(8) 放課後の過ごし方

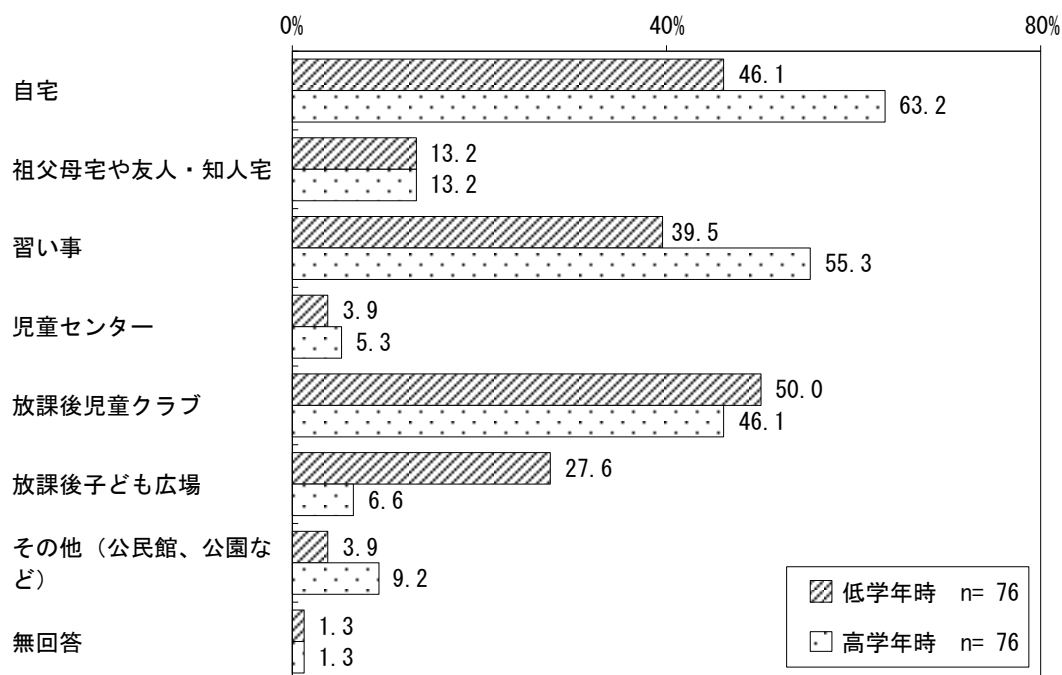
① 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者のうち、子どもが5歳の人）

子どもが5歳の人に、小学校へ就学後、低学年（1～3年生）の時は放課後の時間をどこで過ごさせたいかについては、「放課後児童クラブ」が50.0%と最も高く、次いで「自宅」が46.1%、「習い事」が39.5%などの順となっています。

また、子どもが高学年（4～6年生）になった時については、「自宅」が63.2%と最も高く、次いで「習い事」が55.3%、「放課後児童クラブ」が46.1%などの順となっています。

低学年時と高学年時を比較すると、「自宅」および「習い事」が15ポイント以上上昇しています。

図表39 小学校就学後の放課後の過ごし方（複数回答）



（注）「ファミリー・サポート・センター」という選択肢が用意されていたが、回答はなかった。

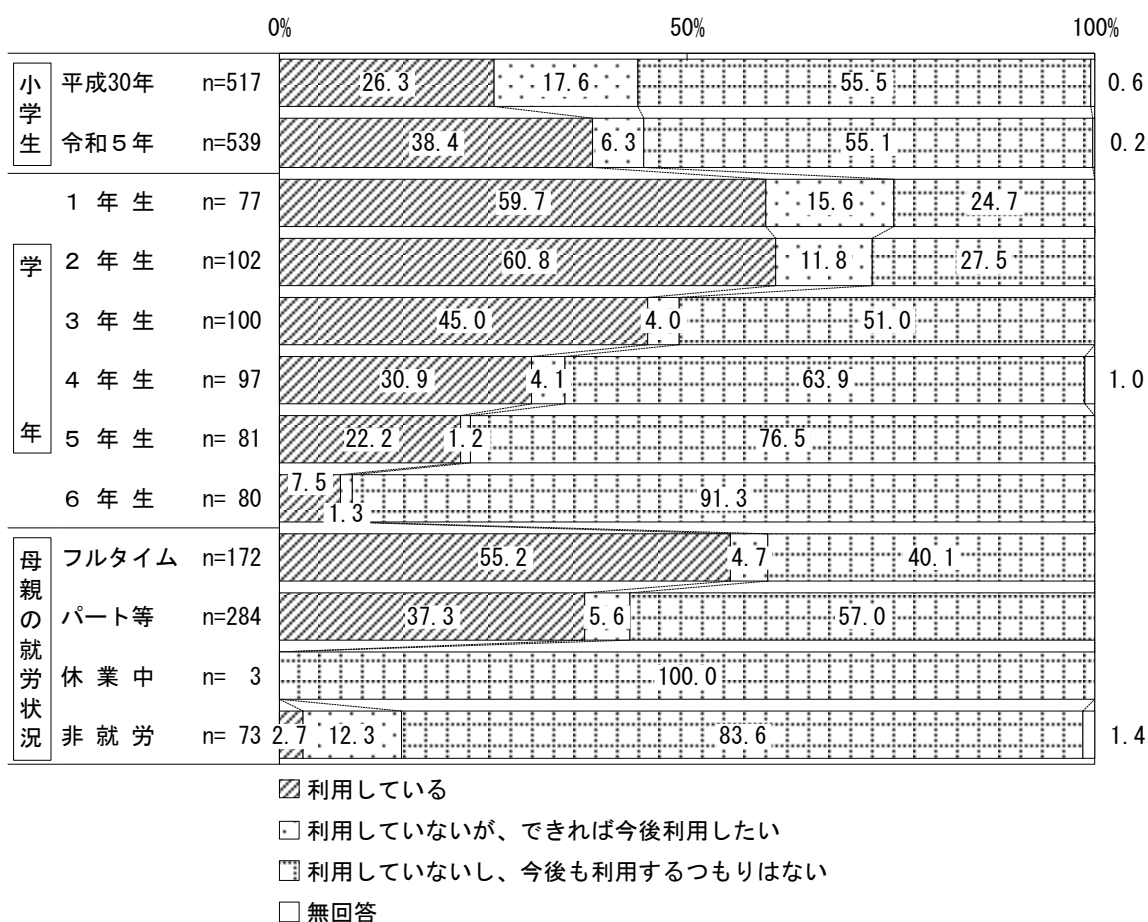
② 放課後児童クラブの利用状況（小学生保護者）

放課後児童クラブの利用状況をみると、「利用している」が38.4%、「利用していないが、できれば今後利用したい」が6.3%となっています。平成30年との比較では、「利用している」が12.1ポイント上昇し、「利用していないが、できれば今後利用したい」が11.3ポイント低下していますが、これは平成31年度より対象を小学4年生までから6年生までに拡大したことが影響していると考えられます。

学年別にみると、1～2年生は「利用している」が60%前後を占めていますが、3年生以降は学年が上がるにしたがい低下しています。

母親の就労状況別にみると、フルタイムは「利用している」が55.2%の高い率を占めています。

図表40 放課後児童クラブの利用状況



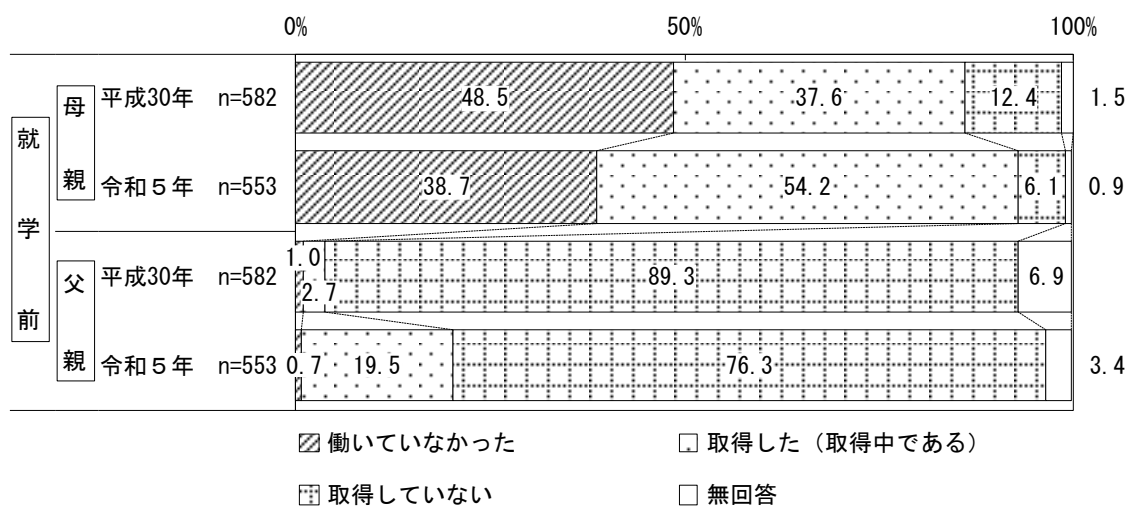
(9) 育児休業の取得（就学前児童保護者）

① 取得状況

子どもが生まれたときに育児休業を取得したかたずねたところ、母親は、「取得した（取得中である）」が54.2%と最も高く、次いで「働いていなかった」が38.7%、「取得していない」が6.1%となっています。平成30年との比較では、「取得した（取得中である）」が16.6ポイント高くなっています。

父親は、「取得していない」が76.3%を占めており、「取得した（取得中である）」は19.5%です。平成30年との比較では、「取得した（取得中である）」が16.8ポイント上昇しています。

図表41 育児休業の取得状況

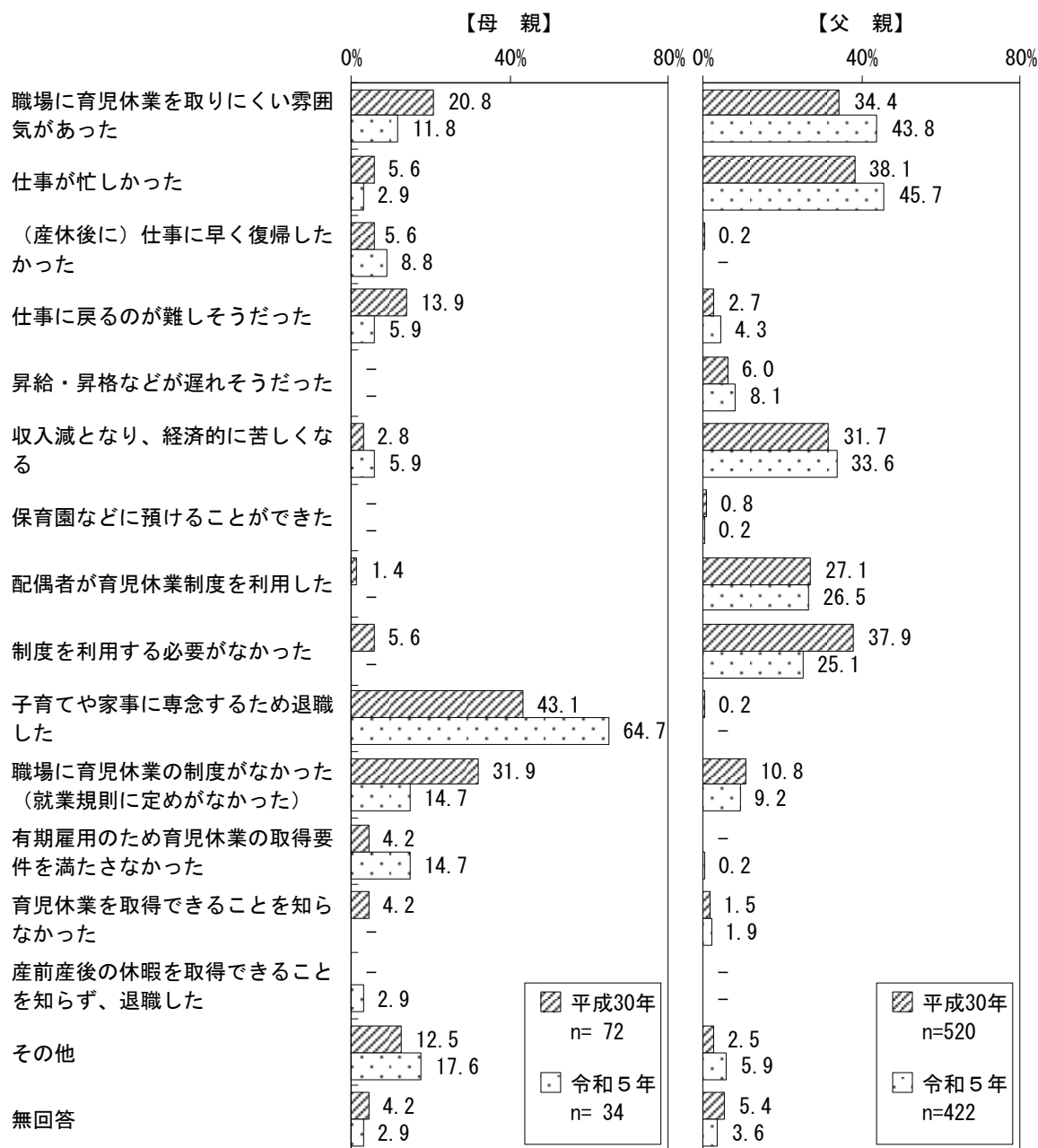


② 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない人にその理由をたずねたところ、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が64.7%と突出して高くなっています。平成30年との比較では、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」は17.2ポイント低下しています。

また、父親は、「仕事が忙しかった」が45.7%と最も高くなっています。平成30年との比較では、「制度を利用する必要がなかった」が12.8ポイント低下し、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が9.4ポイント、「仕事が忙しかった」が7.6ポイント上昇しています。

図表42 育児休業を取得していない理由（複数回答）



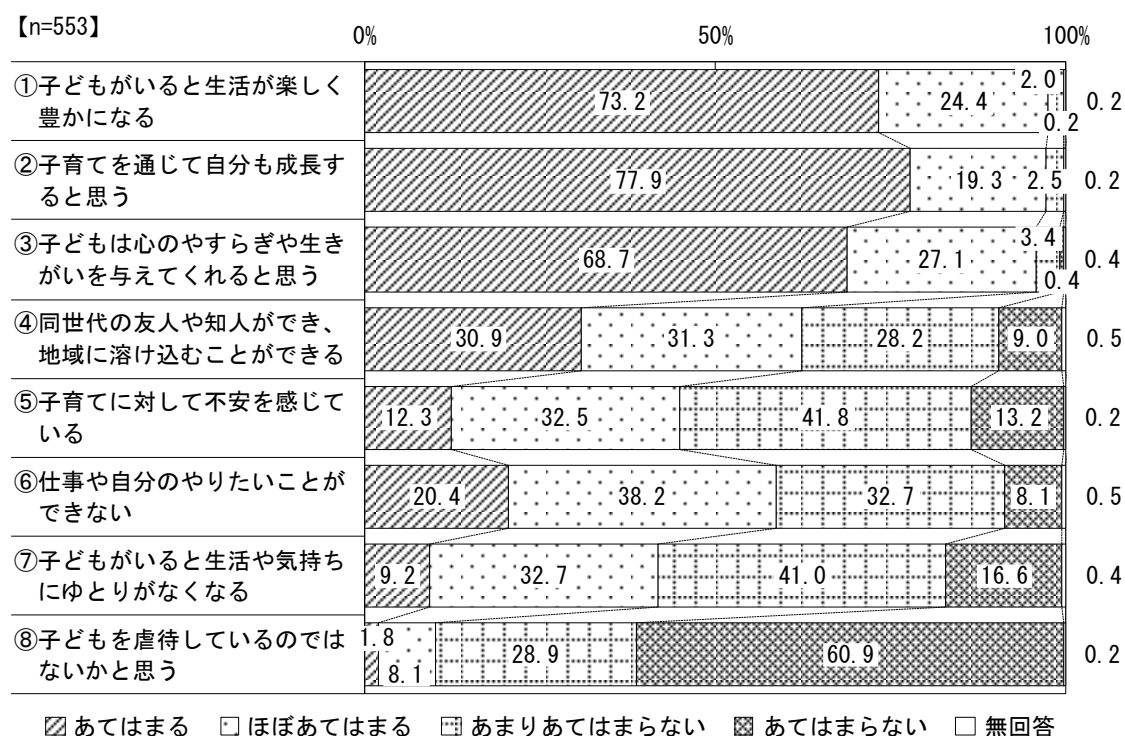
(10) 子育てに対して感じていること

子育てに関する下記①～⑧について、「あてはまる」「ほぼあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の4つから、最もあてはまるものをたずねました。

就学前児童保護者では、①～③の項目について、《あてはまる》（「あてはまる」＋「ほぼあてはまる」）が90%以上を占めており、子どもの存在や子育てが人生に対してプラスに働いていると感じている人が多いことがわかります。しかし、④は①～③に比べ《あてはまる》が低く、平成30年から14.2ポイント低下しており、地域の同世代との交流が減少していることがわかります。

⑤～⑧の項目では、平成30年と比べて《あてはまる》が上昇しており、特に⑥では《あてはまる》が約60%を占めています。

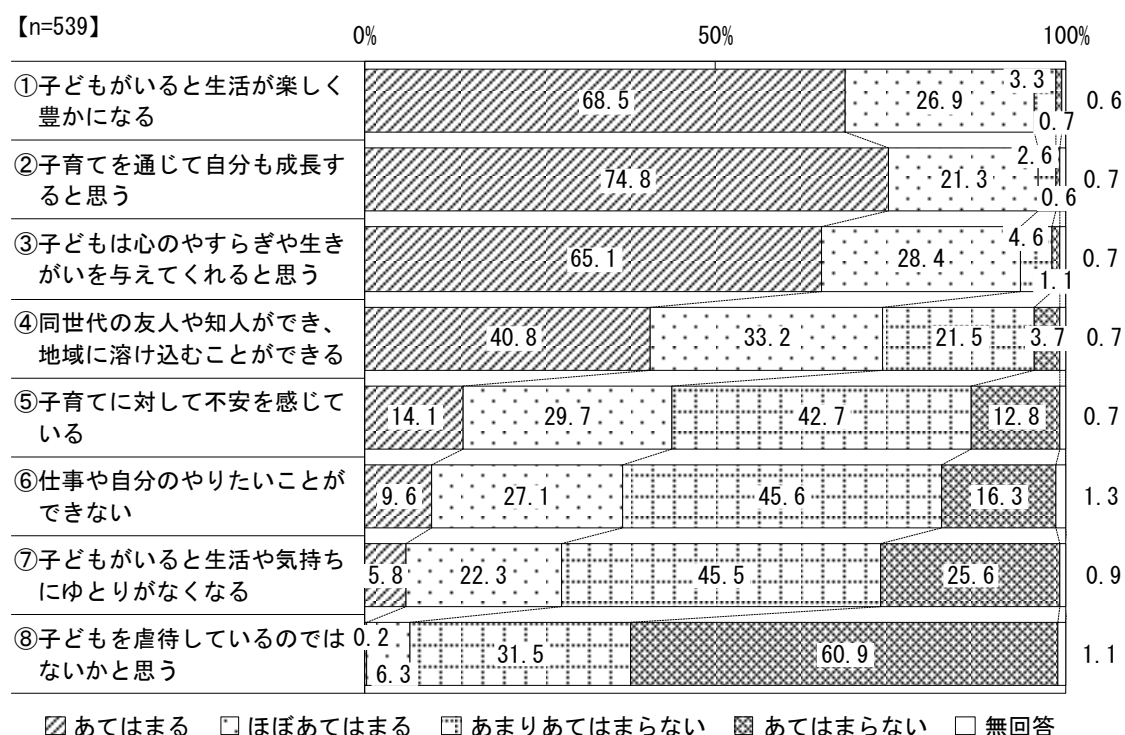
図表43 子育てに対して感じていること（就学前児童保護者）



また、小学生保護者では、就学前児童保護者と同様、①～③の項目について《あてはまる》（「あてはまる」＋「ほぼあてはまる」）が90%以上を占めている一方、④は①～③に比べ《あてはまる》が低く、平成30年から12.1ポイント低下しています。

⑤～⑧の項目について、就学前児童保護者と比較すると、4項目とも《あてはまる》が低くなっています。平成30年との比較では、⑦は《あてはまる》が3.6ポイント上昇しています。

図表44 子育てに対して感じていること（小学生保護者）



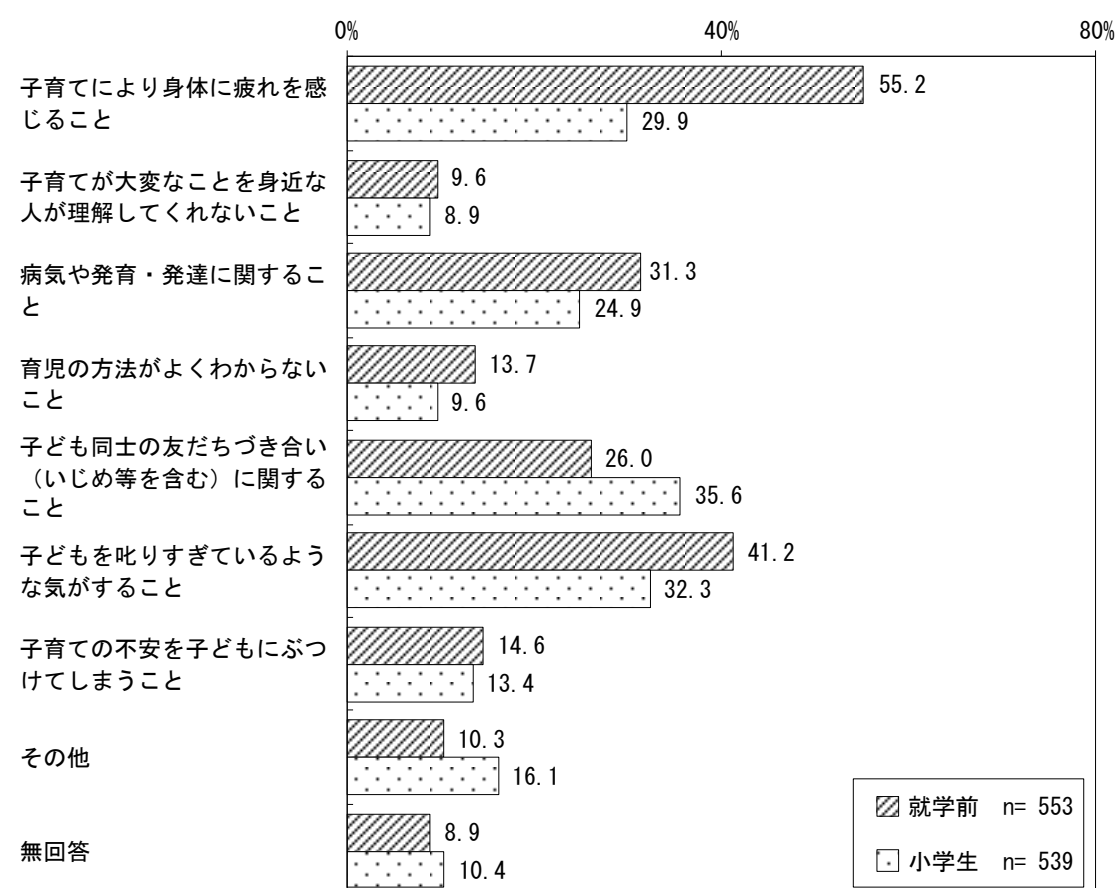
(11) 子育ての不安や悩み

子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることをたずねたところ、就学前児童保護者は「子育てにより身体に疲れを感じる」とが55.2%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とが41.2%、「病気や発育・発達に関する」とが31.3%などとなっています。

また、小学生保護者は、「子ども同士の友だちづき合い（いじめ等を含む）に関する」とが35.6%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とが32.3%、「子育てにより身体に疲れを感じる」とが29.9%などとなっています。

就学前児童保護者と小学生保護者を比較すると、就学前児童保護者は小学生保護者に比べ「子育てにより身体に疲れを感じる」とが25.3ポイントと大幅に高くなっています。一方、小学生保護者は、「子ども同士の友だちづき合い（いじめ等を含む）に関する」とが9.6ポイント高くなっています。

図表45 子育ての不安や悩み（複数回答）



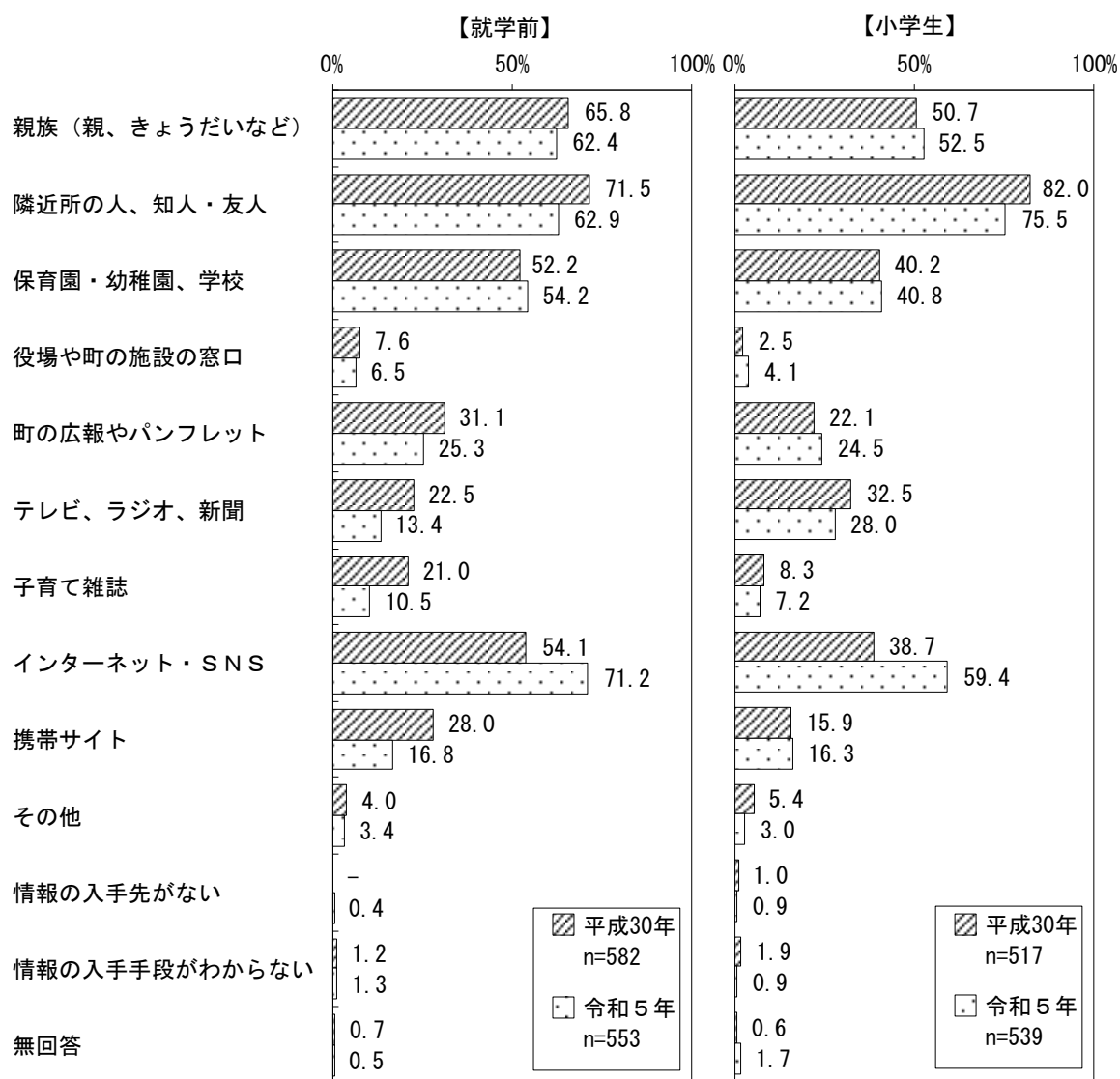
(12) 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、就学前児童保護者は「インターネット」が71.2%と最も高く、次いで「隣近所の人、知人・友人」が62.9%、「親族（親、きょうだいなど）」が62.4%などの順となっています。

また、小学生保護者は「隣近所の人、知人・友人」が75.5%と最も高く、次いで「インターネット・SNS」が59.4%、「親族（親、きょうだいなど）」が52.5%などの順となっています。

平成30年の調査との比較では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「インターネット・SNS」が15ポイント以上上昇しています。

図表46 子育てに関する情報の入手先（複数回答）

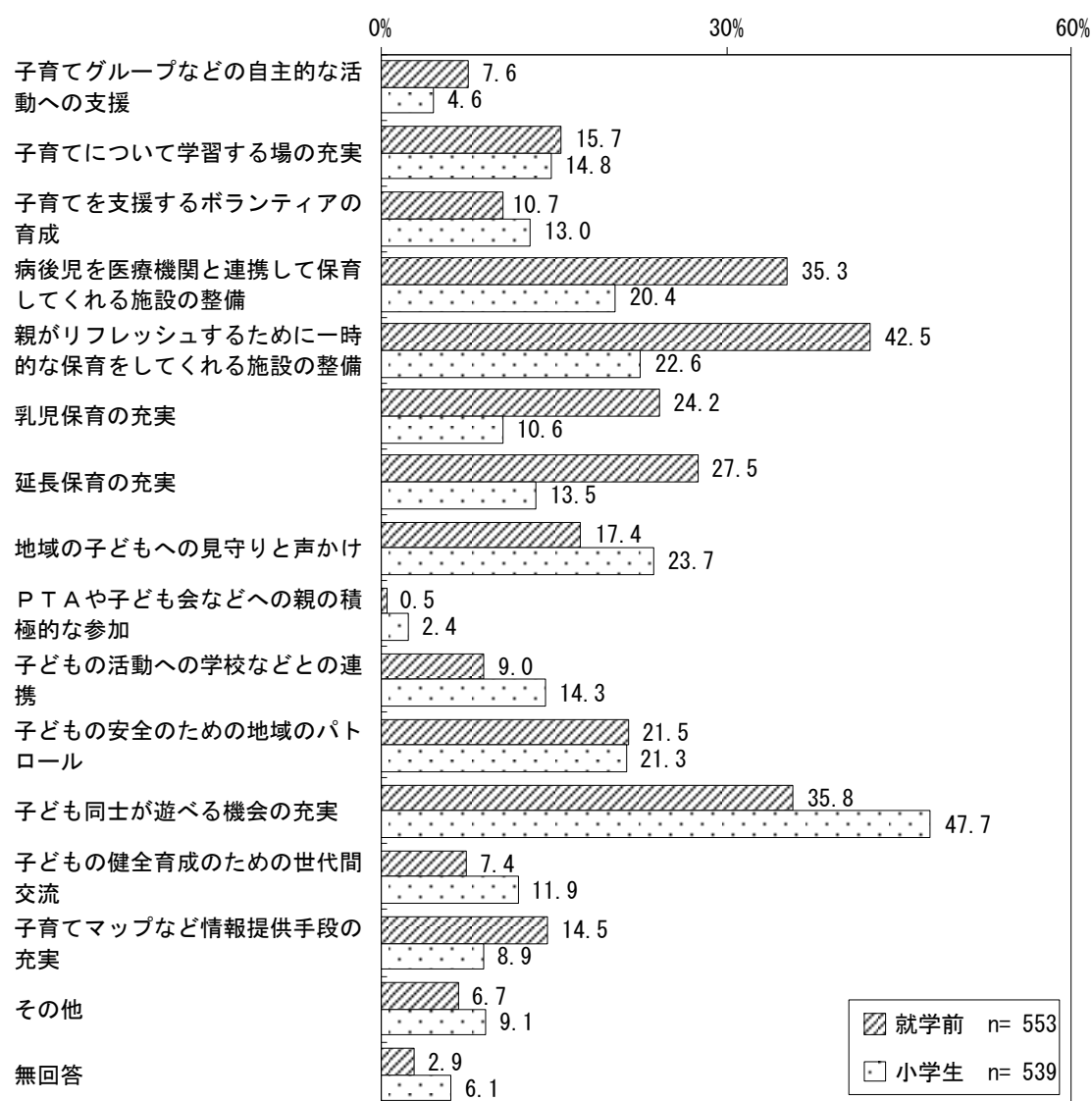


(13) 今後必要と思われる取組

子育てについて今後必要と思われる取組をたずねたところ、就学前児童保護者は「親のリフレッシュのために一時的な保育をしてくれる施設の整備」が42.5%と高く、次いで「子ども同士が遊べる機会の充実」が35.8%、「病後児を医療機関と連携して保育してくれる施設の整備」が35.3%などの順となっています。

また、小学生保護者は「子ども同士が遊べる機会の充実」が47.7%と最も高く、次いで「地域の子どもへの見守りと声かけ」が23.7%、「親がリフレッシュするために一時的な保育をしてくれる施設の整備」が22.6%などの順となっています。

図表47 今後必要と思われる取組（3つまで）



4 こども・若者の生活実態・意識調査結果の概要

☆

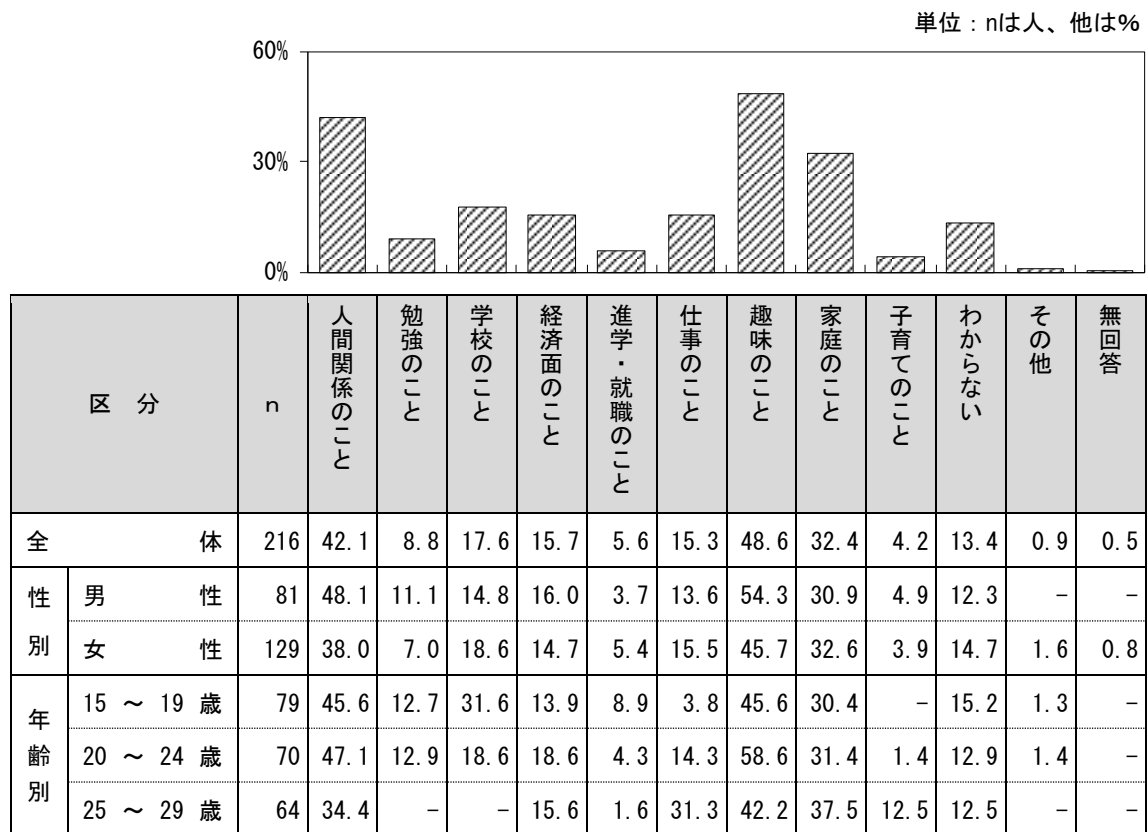
(1) 現在の生活で満足していること

現在の生活で満足していることをたずねたところ、「趣味のこと」が48.6%と最も高く、次いで「人間関係のこと」が42.1%、「家庭のこと」が32.4%などの順となっています。

性別にみると、男性は女性に比べ「人間関係のこと」および「趣味のこと」が5ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、15～19歳は「学校のこと」、25～29歳は「仕事のこと」がそれぞれ他の年齢層に比べ高くなっています。

図表48 現在の生活で満足していること（複数回答）



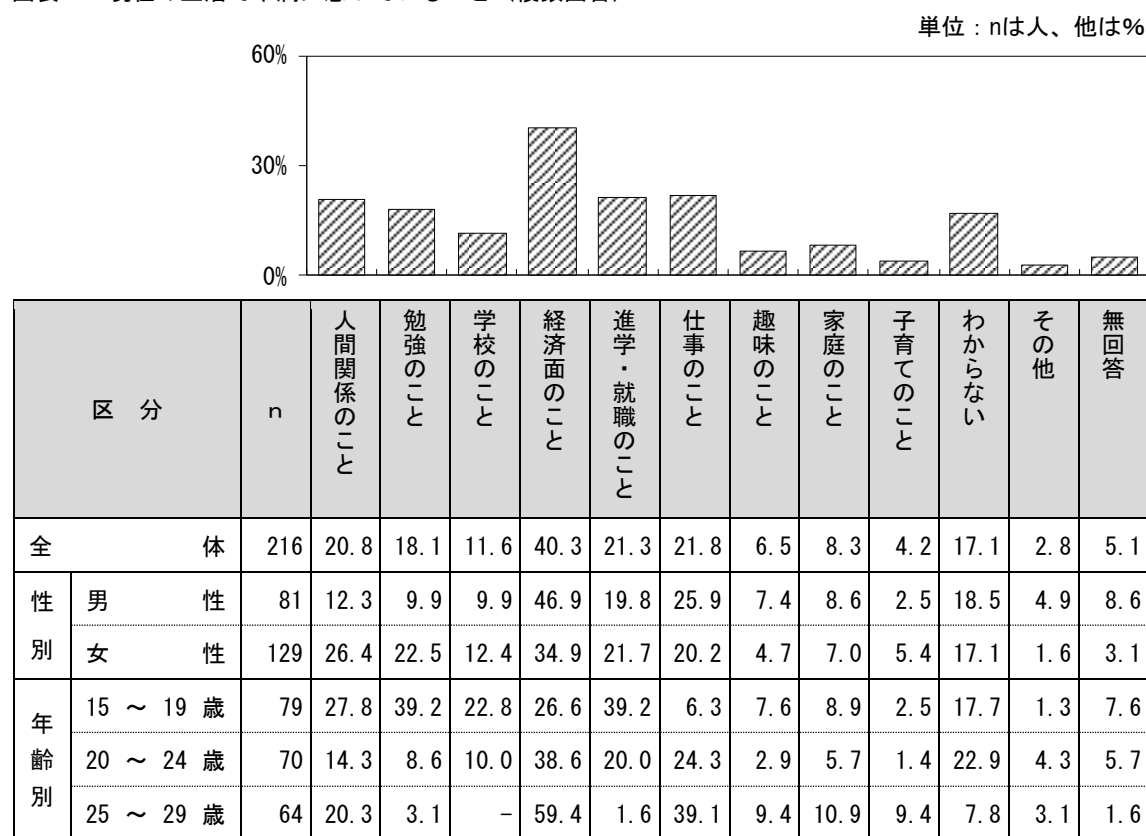
(2) 現在の生活で不満に思っていること

現在の生活で不満に思っていることをたずねたところ、「経済面のこと」が40.3%と最も高く、次いで「仕事のこと」が21.8%、「進学・就職のこと」が21.3%、「人間関係のこと」が20.8%などの順となっています。

性別により10ポイント以上の大きな差があるのは、男性が高い「経済面のこと」と、女性が高い「人間関係のこと」および「勉強のこと」です。

年齢別にみると、15～19歳は他の年齢層に比べ「勉強のこと」、「学校のこと」および「進学・就職のこと」が高くなっています。また、年齢が上がるにしたがい「経済面のこと」および「仕事のこと」が上昇しています。

図表49 現在の生活で不満に思っていること（複数回答）



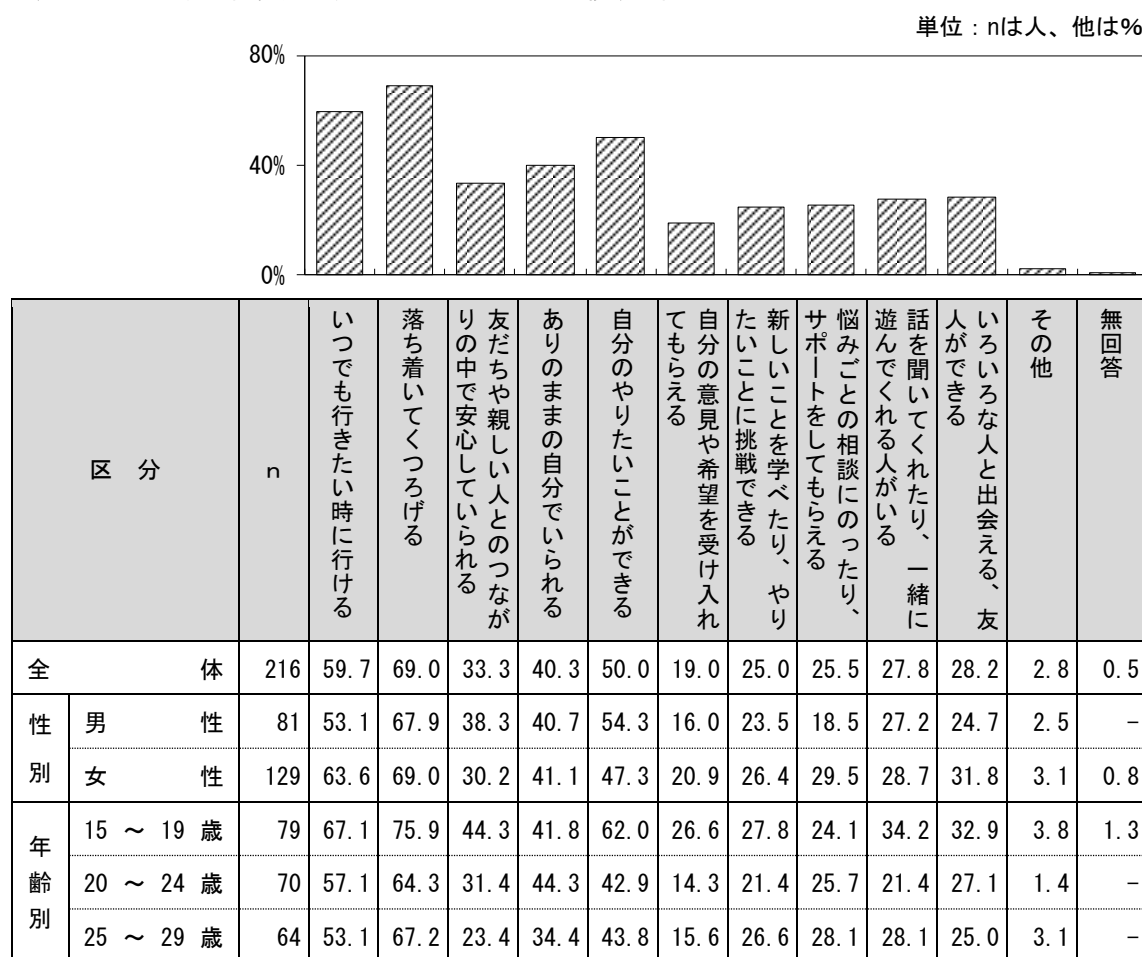
(3) どのような居場所があれば行ってみたいか

家庭、学校、職場以外にどのような居場所があれば行ってみたいと思うかたずねたところ、「落ち着いてくつろげる」が69.0%と最も高く、次いで「いつでも行きたい時に行ける」が59.7%、「自分のやりたいことができる」が50.0%などの順となっています。

性別にみると、男性は女性に比べ「友達や親しい人とのつながりの中で安心してられる」および「自分のやりたいことができる」が5ポイント以上高くなっています。一方、女性は男性に比べ「いつでも行きたいときに行ける」および「悩みごとの相談にのったり、サポートをしてもらえる」が10ポイント以上高くなっています。

年齢別にみると、15～19歳は他の年齢層に比べて全般的に高くなっています。

図表50 どのような居場所があれば行ってみたいか（複数回答）



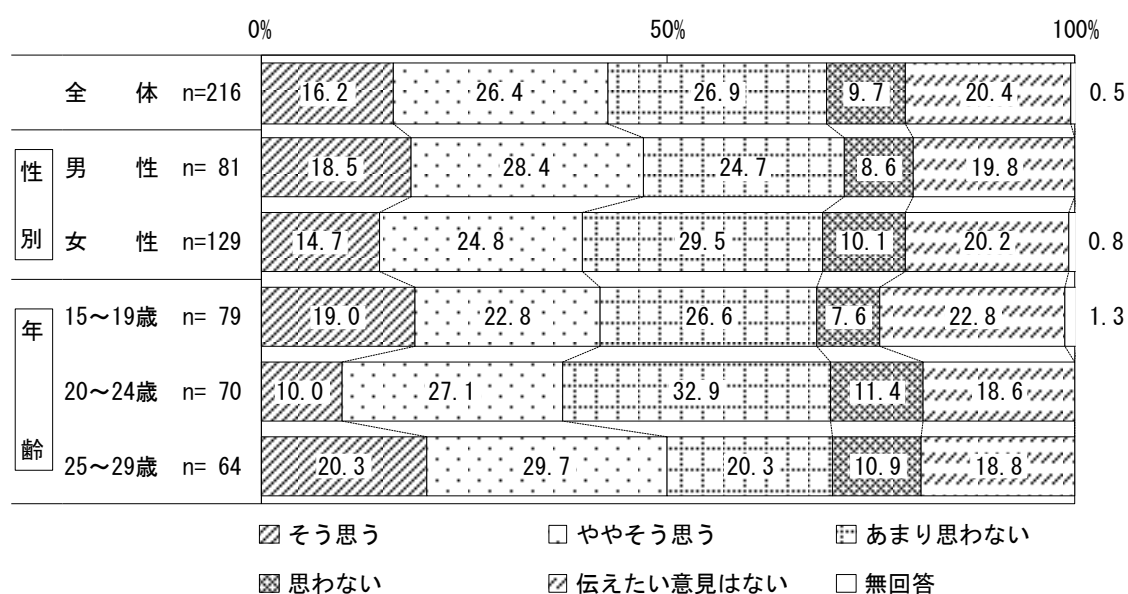
(4) 町行政に対して自分の意見を伝えたいと思ったことはあるか

町行政（役場など）に対して、自分の意見や思いを伝えたいと思ったことがあるかたずねたところ、「あまり思わない」が26.9%と最も高くなっています。一方、「ややそう思う」（26.4%）と「そう思う」（16.2%）の合計《思う》は42.6%となっており、「あまり思わない」と「思わない」（9.7%）の合計《思わない》の36.6%を上回っています。また、「伝えたい意見はない」は20.4%です。

性別にみると、男性は女性に比べ《思う》が7.4ポイント高くなっています。

年齢別にみると、25～29歳は他の年齢層に比べ《思う》が高くなっています。

図表51 町行政に対して自分の意見を伝えたいと思ったことはあるか



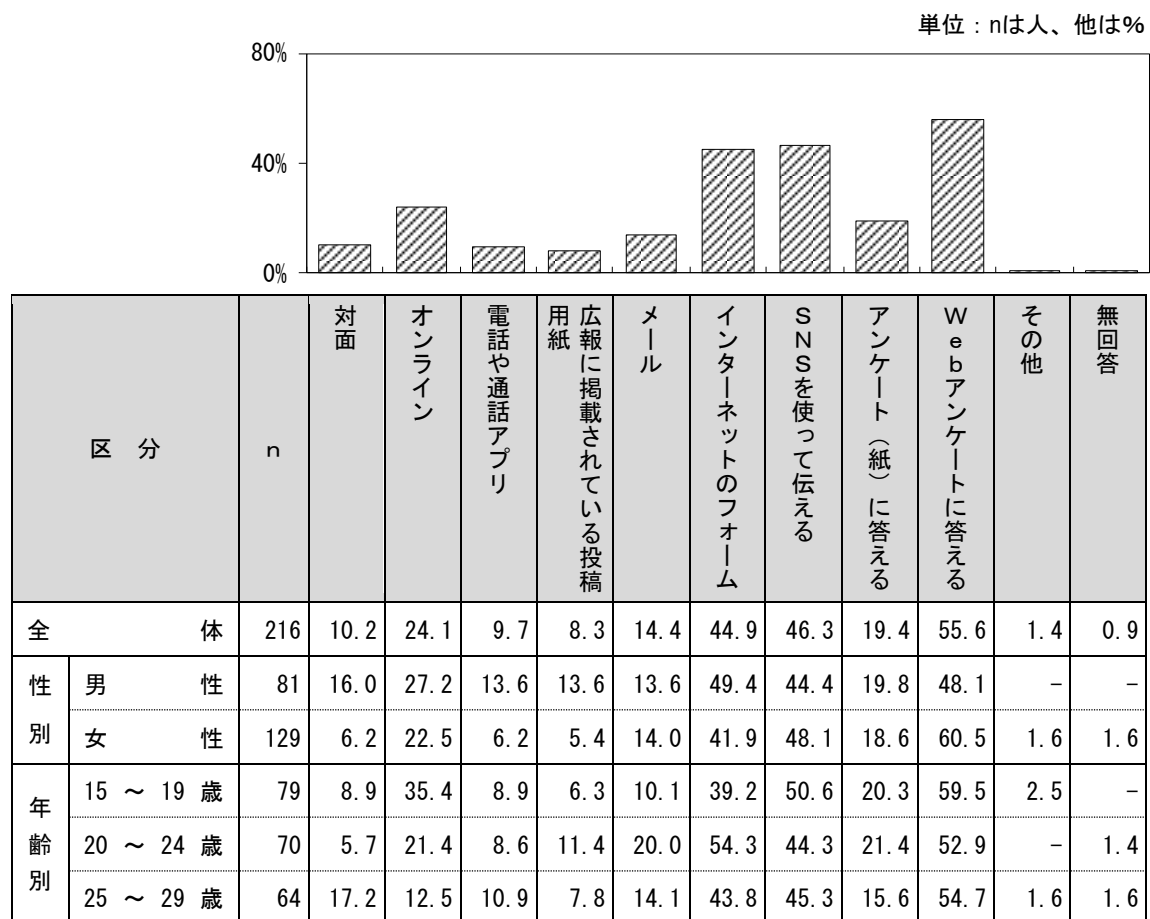
(5) 町に対して意見を伝えやすい方法

町に対して意見を伝えたいと思う方法や手段をたずねたところ、「Webアンケートに答える」が55.6%と最も高く、次いで「SNSを使って伝える」が46.3%、「インターネットのフォーム」が44.9%などの順となっています。

性別にみると、男性は女性に比べ「対面」、「電話や通話アプリ」、「広報に掲載されている投稿用紙」および「インターネットのフォーム」が5ポイント以上高くなっています。一方、女性は男性に比べ、「Webアンケートに答える」が12.4ポイント高くなっています。

年齢別にみると、若い年齢層ほど「オンライン」が高くなっています。

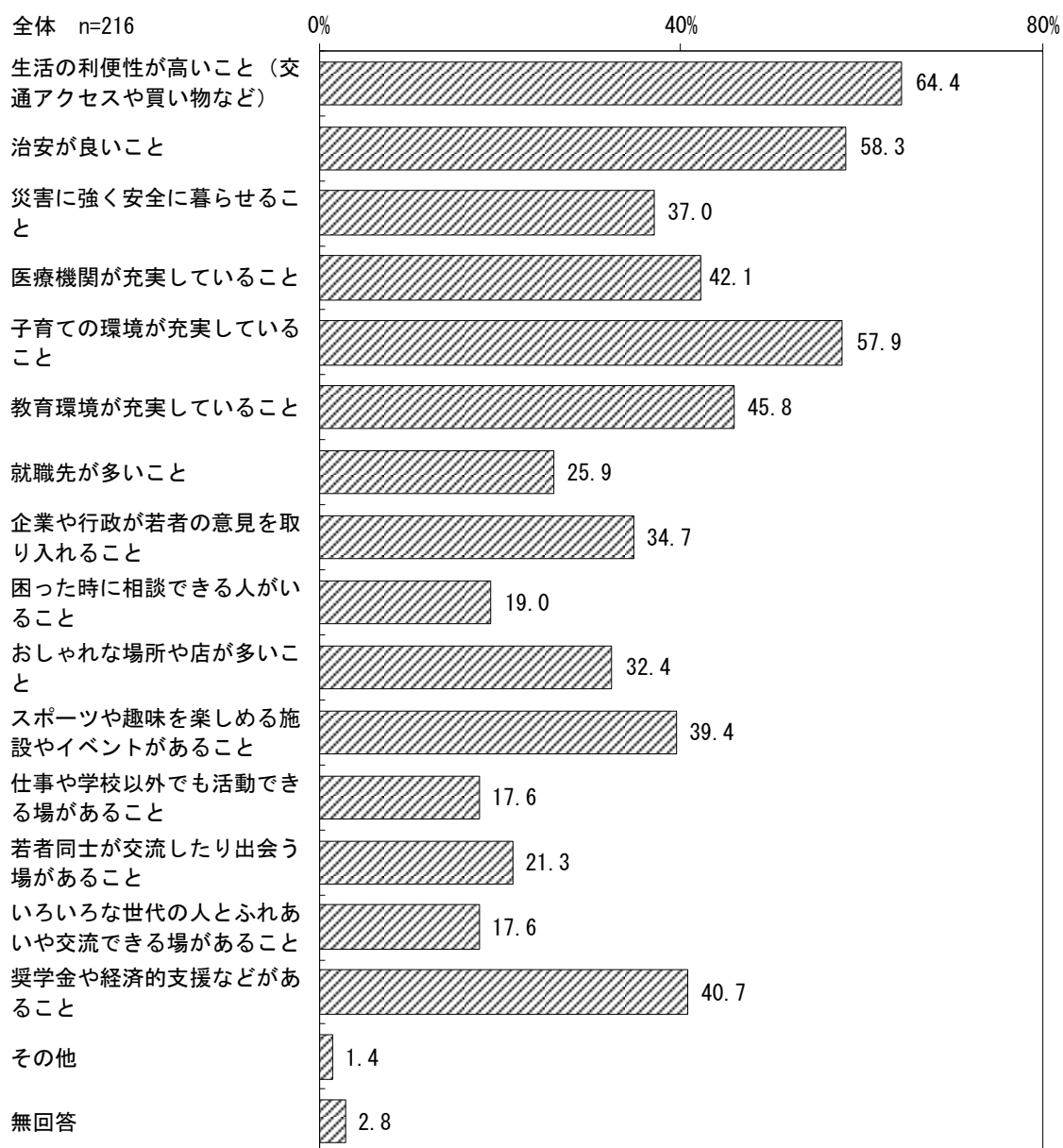
図表52 町に対して意見を伝えやすい方法（複数回答）



(6) こどもや若者が暮らしやすくなるために必要なこと

「こどもや若者が暮らしやすく、夢がもてるようになるには、扶桑町でどのようなことが必要だと思いますか」という設問については、「生活の利便性が高いこと（交通アクセスや買い物など）」が64.4%と最も高く、次いで「治安が良いこと」が58.3%、「子育ての環境が充実していること」が57.9%などの順となっています。

図表53 こどもや若者が暮らしやすくなるために必要なこと（複数回答）



1 基本理念



「こども・若者の生活実態・意識調査」の結果によると、「満足している」(32.4%)と「どちらかといえば満足している」(52.3%)の合計が80%を超えています。こうした若い世代の意見や地域に対する思いを大切にして、こどもが将来にわたって心身ともに健康で、その権利が守られ、身体的・精神的・社会的に良好で満たされている状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。いわゆる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

そのためには、当事者であるこども・若者はもとより、保護者や家族が幸せな状態でいられることが重要です。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果によると、ほとんどの保護者が、こどもの存在によって自分たちの人生が豊かになっていると感じていることがわかりました。こどもの笑顔は、親や家庭のみならず地域社会全体を明るく照らす光です。

本町には、長年、守り育んできた自然や文化・伝統があり、あたたかい人と人とのつながりがあります。これらを背景に生まれ育ったこどもたちの笑顔を見守り、育んでいくのは地域社会の役目です。

こどもたちが、扶桑で生まれ、育ってよかったと実感でき、「こどもまんなか社会」が実現するよう、こどもをめぐるさまざまな問題や課題は、地域社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識のもと、地域住民、学校、教育・保育施設、事業者、行政等が、こどもに関する施策について協働で取り組んでいきます。

本計画においては、第二期計画までの基本理念の内容を継承するとともに、これまでの取組をさらに強化・充実することを目指し、次のとおりとします。

**みんなであつくろう
こどもの笑顔が輝くまち**

2 基本方針



この計画は、本町のこども、こどもを育てる家庭を、地域全体で見守り支えるための指針であり、次の基本方針に基づいて策定するとともに施策等を推進します。

■こどもまんなか社会を目指して

こどもが個人として尊重され、人権が保障されるとともに、主体性を重んじ、その意見や思いを聴き取り、こどもの視点に立った取組を進めます。また、こどもが成長過程において、豊かな人間性を形成し、自立した生活を送ることができるよう、地域ぐるみで見守っていきます。

■安心してこどもを生み育てられる環境づくり

「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有する」というこども基本法におけるこども施策の基本理念を前提とし、すべての親・保護者が、子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、こどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。また、若い世代が、希望に応じ、家族を持ち、こどもを生み育てられるよう、妊娠期からの切れ目のない支援を行います。

■地域ぐるみの支援体制づくり

こどもは、一人の住民として大切な存在です。自立した個人として自己を確立していけるよう、保護者や家庭はもとより、地域全体で支援する体制を整える必要があります。地域住民、企業、行政等など地域のさまざまな主体の役割を明確にし、地域の連携と協力による取組を進めていきます。

■仕事と生活の調和を目指して

男性も女性もすべての働く親が、ゆとりを持って子育てに向き合えるよう、地元の企業や関係機関と連携しながら仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて社会的気運の醸成を図っていきます。

■誰一人取り残さない持続可能なまちづくり

平成27（2015）年 9 月、国連本部で開催された首脳会合において、令和12（2030）年とその先の地球の未来図を示す「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が採択されました。

SDGsでは「誰一人取り残さない」を基本理念に、経済成長、社会問題の解決、環境保全がバランス良く達成された持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。SDGsの17の目標は、世界共通の普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、本計画の基本理念にも当てはまるものです。そのため、こども関連施策を推進するにあたってはSDGsを意識して取り組み、地域社会全体で協働し、こどもの最善の利益が実現される社会を目指します。

3 基本目標



基本理念の「みんなでつくろうこどもの笑顔が輝くまち」の実現を目指し、次の基本目標を設定し、その達成に向けて施策を展開します。

基本目標1 こどもが心身ともに健やかに成長するために

次代を担うこどもたちが健やかに生まれ育つことは、住民の誰もが抱く共通の願いです。

こどもが心身ともに健やかに成長し、その笑顔が輝くよう、ライフステージに応じた切れ目のない対応を前提に、妊娠から出産、乳幼児期に至るまでのきめ細かな母子保健サービスを提供するとともに、小児医療体制の確保に努めます。

また、こどもの発達段階に応じた食に対する配慮、思春期のこどもへの性教育、こころの健康づくりなどに取り組んでいきます。

●取組の方向性

- 親子の健康の確保と増進（成育医療等の取組の推進）
- 食育の推進
- 小児医療等の体制の確保
- 思春期の保健対策の充実

基本目標2 こどもと子育て家庭を支えるために

こどもが健やかに成長するためには、保護者や家族が地域での孤立感や経済的な不安などを感じることなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えることが重要です。

保護者が自信を持って子育てに取り組むことができ、そこに喜びや希望を見いだせるよう、幼児期における教育・保育の充実と多様なニーズに応じた子育て支援サービスの充実を図ります。

また、保護者の孤独・孤立、さまざまな不安を受け止められるよう、相談体制と情報提供の強化を図ります。

さらに、男女がそれぞれの意思を尊重し、共働き・共育てができ、仕事と生活の調和が図られるよう、住民意識の醸成、地元企業等への協力要請等、環境を整えていきます。

●取組の方向性

- 幼児期の教育・保育の充実
- 地域における子育て支援の充実
- 支援を要するこどもへの対応
- 仕事と生活の調和
- こどもと家族の人権を守るための支援

基本目標3 こどもが夢や希望を叶えるために

こどもたちの夢や希望が実現することは、地域社会の活性化につながります。

こどもたちが明るい希望を抱き、自分の力でたくましく育っていけるよう、家庭、学校、地域など社会のあらゆる場面で、学習や遊びを通して人間関係が築かれ、こどもの想像力や豊かな人間性が育まれるよう、地域が一体となって子育て支援を行い、こどもの視点に立ったまちづくりを目指します。

また、一人の住民として、こども・若者が多様な社会活動に参画するとともに、その意見や提案がまちづくりに反映される仕組みをつくっていきます。

●取組の方向性

- こどもの健全育成対策の充実
- 教育環境の充実
- 次代の親の育成
- こども・若者の自立支援

基本目標4 こどもが安心して安全に過ごすために

こどもたちが将来にわたって身体的、精神的、社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送るためには、保護者・家庭も含め、それを地域全体が支え、見守られなければなりません。

本町のこどもたちが、ここで働き、家庭をつくり、親となっていくことができるよう、地域住民と行政の協働により安全で安心して暮らせる生活環境を整えていきます。

●取組の方向性

- こどもの安全確保
- 子育てに配慮した生活環境の整備

4 施策の体系



基本理念	基本目標	施策の方向性
みんなでつくろう こどもの笑顔が輝くまち	基本目標 1 こどもが心身ともに健やかに成長するために	(1) 親子の健康の確保と増進（成育医療等の取組の推進） (2) 食育の推進 (3) 小児医療等の体制の確保 (4) 思春期の保健対策の充実
	基本目標 2 こどもと子育て家庭を支えるために	(1) 幼児期の教育・保育の充実 (2) 地域における子育て支援の充実 (3) 支援を要するこどもへの対応 (4) 仕事と生活の調和 (5) こどもと家族の人権を守るための支援
	基本目標 3 こどもが夢や希望を叶えるために	(1) こどもの健全育成対策の充実 (2) 教育環境の充実 (3) 次代の親の育成 (4) こども・若者の自立支援
	基本目標 4 こどもが安心して安全に過ごすために	(1) こどもの安全確保 (2) 子育てに配慮した生活環境の整備

IV

施策の展開

基本理念、基本目標の実現に向けて、子ども・子育て支援にまつわるさまざまな課題に対応した施策を展開していきます。

基本目標 1 こどもが心身ともに健やかに成長するために

☆

(1) 親子の健康の確保と増進（成育医療等の取組の推進）

妊娠から出産、子育て期と切れ目のない子育て支援を行い、こどもと親のこころと身体の健康確保に努めるとともに、主体的な健康づくりを推進します。

また、妊娠から子育てにわたり、悩みを持つ人への相談体制の強化に努めます。

① 安全な妊娠と出産への支援

施策	事業内容	担当課
■ ミニママクラス （母子健康手帳の交付）	妊娠・出産・育児までの健康状態等を記録する母子健康手帳を交付するとともに、母子保健事業を紹介し、各種教室や相談を実施するなど妊娠初期の保健指導を通じ、安全な妊娠と出産への支援を行います。 また、母子健康手帳交付時は、妊娠届時のアンケートを基に面談後、リスクの判定を行い、それぞれの妊婦にあわせて支援計画を作成し妊娠中や産後の支援につなげます。	健康推進課
■ 妊産婦健康診査	妊婦健康診査では、健やかな妊娠経過と安全な分娩のため、感染症、妊娠高血圧症候群、貧血などの早期発見と、胎児の発育確認を行います。また、産婦健康診査では産後の体調回復、産後うつ症状の確認を行います。	健康推進課
■ 妊産婦歯科健診	妊娠・出産は口腔環境の悪化の要因のひとつであり、口腔衛生に関心を持ち、早産や低体重児の出産を防いだり、自身の健康管理につなげるため、歯科健診、歯科口腔指導を実施します。	健康推進課
■ ぱぱママクラス	妊婦およびその家族を対象に、出産・育児に向けての準備として、妊婦体操・分娩経過（呼吸法）、妊娠中の栄養、貧血予防食の試食や沐浴・妊婦体験などを行います。また、妊婦や家族同士の交流や友だちづくりの場となるよう実施します。	健康推進課
■ 一般不妊治療の助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的な負担の軽減を行います。	健康推進課

施策	事業内容	担当課
■ 不妊・家族計画相談	妊娠を希望される人、不妊に悩む女性を対象に、妊娠に向けた健康づくりについて、妊娠や不妊症に関すること、不妊治療についての相談を実施しています。	健康推進課
■ その他の訪問指導（妊産婦）	妊娠届時のアンケートでハイリスクと判定された妊産婦や妊娠中の支援で訪問指導が必要な人、または希望する人に対し、乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問とは別に家庭訪問を実施します。	健康推進課
■ 妊婦等への喫煙の害に関する啓発	妊婦やそのパートナーの喫煙率の低下に向けて、母子健康手帳交付時、母子保健事業実施時などに、喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響についての知識の普及・啓発を行います。	健康推進課

② 母子の健康の保持と増進

施策	事業内容	担当課
■ 乳幼児健康診査	4 か月児・1 歳6 か月児・3 歳児を対象にした乳幼児健康診査および、2 歳児・2 歳6 か月児を対象にした歯科健康診査を行います。実施にあたっては、待ち時間の工夫など、受診しやすい体制の整備に努めます。また、経過観察を必要とする子どもに対しては、電話や訪問による事後フォローを続け、切れ目のない支援を目指します。	健康推進課
■ 訪問事業	（乳児家庭全戸訪問事業） 生後3 か月までの乳児のいるすべての家庭を対象として、助産師または保健師が家庭訪問し、乳児の発育状況と、母親の健康状態の確認を行います。母親の心身の負担、育児に対するさまざまな不安や悩みを直接聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけることにより、乳児を健やかに育成できる環境を整備するよう努めます。	健康推進課
	（その他の訪問事業） こんにちは赤ちゃん訪問事業や乳幼児健康診査、関係機関からの連絡等により把握された育児不安の状態にある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、必要に応じて保健師等が指導・助言を行います。	健康推進課
■ 予防接種の知識の普及と接種勧奨	乳幼児健康診査や相談・教室などの機会を通して、予防接種の知識の普及と未接種者への接種勧奨を図ります。	健康推進課

施策	事業内容	担当課
■ 育児相談の実施	（乳幼児相談） 乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児の成長や健康状態を確認する身体計測のほか、保健師・助産師・管理栄養士による育児相談、母乳・断乳・離乳食・アレルギーなどの栄養相談、家族計画相談を実施するとともに、こども同士および保護者同士の交流の場を提供しています。	健康推進課
	（3歳児健康相談） 3歳児健診の事後フォローとして、視覚・聴覚の確認と育児・健康相談を実施します。	健康推進課
	（面接相談） 保健師による面接相談を随時実施します。必要な場合は専門機関等を紹介するなど、適切な支援に努めます。	健康推進課
	（心理育児相談） 幼児の保護者を対象に、心理士による育児・発達相談を行い、こどもの健やかな成長と保護者の育児に関する悩みや不安の解消に努めます。	健康推進課
	（子育て支援センター育児相談） 保健師等が必要に応じ子育て支援センター・児童センターにて、育児や健康に関する相談を行います。子育て中の保護者が集い交流を図る場であるため、個別・グループ相談など保護者の希望に合わせて対応します。	健康推進課
■ 教室の実施	（赤ちゃん教室） 育児不安の解消と子育てに関する正しい知識の普及を目的に、乳児の発育の節目に合わせて赤ちゃん教室を開催します。	健康推進課
	（幼児教室） 2歳6か月児歯科健診・3歳児健診の事後フォローとして、希望者に育児相談や親子遊びなどを紹介する教室を開催し、こどもの健やかな成長と保護者の育児に関する不安や悩みの解消に努めます。	健康推進課
	（予防接種説明会） 転入者を対象に、予防接種予診票の交付と予防接種の受け方を説明するとともに、本町の保健事業の紹介や育児相談なども行います。転入者同士の知人・友達づくりの場となるよう実施します。	健康推進課
	（ひまわりっ子） 1歳6か月児健診・2歳児歯科健診の事後フォローとして、希望者には育児相談や親子遊びなどを紹介する教室を開催し、こどもの健やかな成長と保護者の育児に関する不安や悩みの解消に努めます。	健康推進課

施策	事業内容	担当課
■ こども家庭センターの充実	令和５年度までの子育て世代包括支援センターの名称を変更するとともに、引き続き、妊娠前、妊娠、出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援の充実を図り、予防的な関わりや問題の早期発見・早期対応に努めます。 なお、こども家庭センターは、子育てに関する切れ目のない支援を行うための総合相談窓口であり、保健センター内（主に母子保健に関すること）と、役場子ども課内（主に児童福祉や児童虐待に関すること）の２か所にあります。（80頁参照）	子ども課 健康推進課
■ ３２週コール	妊娠３２週を目安に出産前の不安軽減のため、母子保健コーディネーター（助産師）が妊婦に対して電話での妊婦相談を行います。 また、電話訪問の結果、母子健康手帳交付時に作成した支援計画の評価・見直しを行います。	健康推進課
■ バースデイコール	出産後早期の不安軽減のため、母子保健コーディネーター（助産師）が産婦に対して電話での育児相談を行います。また、乳児家庭全戸訪問のスムーズな実施のために事前連絡も行います。	健康推進課
■ 養育支援訪問	乳児家庭全戸訪問の実施結果や母子保健事業において養育支援を必要とする家庭に対し、保健師・助産師等が家庭訪問を実施し養育に関する指導、助言を行います。	健康推進課
■ 産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型・訪問型）	産婦の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、健やかな育児ができるよう支援を行います。	健康推進課
■ 妊婦のための支援給付交付金	核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中、孤独感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくありません。妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、妊婦・その配偶者等に対し、「妊婦等包括相談事業（伴奏型相談支援等含む）」等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦に対して「経済的支援」を行います。	健康推進課

(2) 食育の推進

毎日の食事によって、身体がつくられ、食事の質によって健康の質が決まります。生涯にわたって健康で暮らしていくためには、“食”に対する関心や配慮が重要です。そこで、こどもが家庭や地域において、よりよい食生活を送れるよう、また、正しい知識を得ることで“食”への関心が高まるよう、さまざまな場面での食育を推進します。

① 家庭・地域における食育

施策	事業内容	担当課
■食に関する正しい知識の普及	家庭・地域において、よりよい食生活が実践されるよう、学校を通じての給食だより等の発行をはじめ、食に関する正しい知識の普及や食育の啓発を行います。	学校教育課
■「早寝早起き朝ごはん」の推進	適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠といった生活習慣を、子どもが身につけられるよう、「早寝早起き朝ごはん」を啓発します。また、健診時の問診票を利用した起床時間、朝ご飯の摂取状況の確認は継続実施します。	子ども課 健康推進課
■夏休み親子料理教室の充実	栄養や食生活に関する正しい知識を学ぶ目的として、また郷土料理や地産地消の観点からも親子で楽しみながら料理づくりを体験する夏休み親子料理教室を開催します。	学校教育課

② 保育園・幼稚園、学校における食育

施策	事業内容	担当課
■保育園等における食育の推進	食習慣の基礎を培う時期となる保育園等においては、給食試食会、クッキングなどさまざまな機会を活用して、栄養士の食育指導により食育を推進します。	子ども課
■学校における食育の推進	児童生徒が食に関する正しい知識と自らの食を自分で選択する判断力を身につけ、望ましい食習慣が確立できるよう、授業や特別活動をはじめ、学校給食を生きた教材としながら、食育を推進します。	学校教育課
	小学校期に特産品の守口大根の栽培、つけ込み等を行い、食に関する知識の醸成に努めます。また、地産地消や食育を推進します。	土木農政課

(3) 小児医療等の体制の確保

安心して子育てができる環境として、小児医療をはじめこどもの命・健康を守るための体制を整えることは重要です。保護者に対し、小児医療体制の仕組みや相談窓口などの周知を図るとともに、医療関係者などとの連携を図りながら、小児医療体制の充実を推進します。

① 小児医療体制を守るための取組

施策	事業内容	担当課
■ 病気と受診に関する知識の普及・啓発	乳児の病気と医療機関のかかり方について、説明などを行い、正しい知識の普及・啓発を図ります。	健康推進課
■ 電話相談の周知	小児救急医療提供による医療機関への過重な負担を軽減するため、こどもの急な病気や事故、薬に関する心配についての電話相談である小児救急電話相談（＃8000）のPRを子育て支援ガイドブック、広報、ホームページなどを通じて行います。	健康推進課

② 小児医療の充実

施策	事業内容	担当課
■ 小児医療体制の確保	町と地域の医療関係者相互の連携を強化し、適切な小児医療サービスを提供できる体制の整備に努めます。また、広域的な連携のもとで休日や夜間の診療体制の整備を図ります。	健康推進課
■ 子ども医療費の助成	医療費面での子育て支援として、出生の日から18歳に達した年度末までの子どもを対象に、医療費の助成を行います。今後も安心して医療が受けられるよう継続していきます。	戸籍保険課
■ 未熟児養育医療の助成	身体の発育が未熟なままで生まれ、入院が必要な未熟児に対して、入院に伴う養育医療の自己負担額と食事療養費の助成を行います。	戸籍保険課

(4) 思春期の保健対策の充実

思春期は、こどもから大人への過渡期であり、こどもたちのこころや身体のバランスに変化が起こる影響から、さまざまな問題が生じる時期といえます。この時期の問題とその対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えと考えられます。また、母性、父性を育成するうえでも重要な時期といえます。

このような思春期における健康づくりや性に関する基本的な正しい知識の普及、悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

① 性に関する正しい知識の普及

施策	事業内容	担当課
■性の尊重に関する教育の推進	思春期のこどもたちに対し、科学的な性知識を教えるとともに、人間尊重や男女平等などの精神を培う教育を推進します。また、個に応じた相談・指導体制の確立をします。	学校教育課
	保健体育などの授業において、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※（性と生殖に関する健康と権利）の観点に立った性教育を引き続き、推進します。	学校教育課
■HIV（エイズ）・性感染症防止対策の充実	HIV（エイズ）・性感染症の予防に関する情報提供、学校における教育などを通じて、性に関する正しい知識の啓発に努めます。引き続き啓発を行います。	学校教育課
■スクールカウンセリングの充実	小中学生の悩みについて適切に対応するため、スクールカウンセラーによる相談体制の充実に努めます。	学校教育課

※「リプロダクティブ・ヘルス」とは、性やこどもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的、精神的にも社会的にも良好な状態であることを指します。また、「リプロダクティブ・ライツ」とは、性やこどもを産むことに関して自分の意志が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のことです。

② 思春期における健康の確保

施策	事業内容	担当課
■飲酒・喫煙・薬物乱用防止への教育の推進	保健体育や特別活動の時間において、飲酒・喫煙・薬物乱用がもたらす健康への影響などについての正しい知識を伝え、その防止に努めます。	学校教育課
■歯科保健対策の推進	小中学校において、歯科保健に関する意識を高めるための啓発を行います。	学校教育課
■運動に関する指導の充実	小中学校において、安全に運動を行うよう、日常的な運動習慣の定着をめざした指導を行います。また、体力テストの結果分析により、体育授業の充実を図ります。	学校教育課

(1) 幼児期の教育・保育の充実

保護者をはじめ家族の就労形態の多様化により幼児期の教育・保育は柔軟な対応が求められています。また、こどもが成長していく過程において周囲との関わりや学びは大きな影響を与えます。そのため、将来にわたる人間形成の場として保育園や幼稚園に対する期待が高まっています。こうしたニーズに対応できるよう、こども自身のしあわせを第一に考えながら各種子育て支援サービスの充実を図ります。

① 幼児期の教育・保育の充実

施策	事業内容	担当課
■ 幼児期の教育・保育の充実	適正な入所定員の確保に努め、すべての幼児ができる限り希望する施設型給付を受ける幼稚園・保育園や3歳未満児の保育ニーズに対応する地域型保育事業所に入所できる体制をめざすとともに、幼児の教育につきましても学校教育課と連携を図ります。	子ども課 学校教育課
■ 保育・教育機関の連携	保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。それに伴い保育士による訪問事業や教諭との共同研修を実施し、相互交流の機会を設けることで、情報の共有化を図ります。	子ども課 学校教育課
■ 時間外保育（延長保育）の充実	利用者のニーズに対応できるよう、適正な職員配置を行うなど、体制の整備に努めます。	子ども課
■ 保育施設の充実	安全面や設備等、良い環境での保育ができるよう、保育施設の充実を図ります。	子ども課
■ 幼稚園の預かり保育の充実	保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園に対し預かり保育の協力を要請します。	子ども課
	保護者の多様な就労形態に対応できるよう、私立幼稚園の実情把握に努めます。	子ども課
■ 休日保育等の充実	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、高雄南保育園において休日（祝日）保育を実施するとともに、高雄西保育園および柏森保育園において土曜日共同保育を実施します。	子ども課
■ 「こども誰でも通園制度」の実施	保育施設等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わりなく通園できる「こども誰でも通園制度」について、供給体制を整え、令和8年度から実施します。	子ども課

② 緊急時における教育・保育の充実

施策	事業内容	担当課
■ 一時預かり事業の充実	保護者の疾病等により一時的に家庭での育児が困難な場合、または育児疲れから育児負担を一時的に軽減したい場合などに、こどもを保育園等に預ける一時預かり事業の充実を図ります。	子ども課
■ 病児・病後児保育の充実	病気やけがの回復期にある児童が、集団や家庭で保育できない時に、医療機関等で預かる病児・病後児保育は、仕事と子育ての両立を図る上で重要なサービスです。ニーズに対応できるよう医療機関の協力を得ながら、事業を実施します。	子ども課
■ 子育て短期支援事業（ショートステイ）の周知と拡充	保護者の疾病、育児疲れ、冠婚葬祭等により、一時的に家庭でこどもを養育できない場合に、乳児院、児童擁護施設等において数日間、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用を周知し、広域的な利用を促進します。	子ども課

③ 経済的支援の充実

施策	事業内容	担当課
■ 保育料の軽減	子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るため、本町保育園の保育料および施設型給付を受ける幼稚園の利用料を国の徴収基準額より軽減します。また、今後も保護者の経済的負担の軽減に配慮して検討します。従来型の幼稚園の利用料の軽減については幼稚園就園奨励費補助を実施し、保護者の経済的負担に配慮します。	子ども課
■ 就学援助費の支給	こどもの貧困が問題視されている現状において、すべての子どもが学習の機会を得られるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し就学に必要な経費の一部を援助する就学援助費支給制度の周知に努めます。	学校教育課
■ 実費徴収に係る補足給付事業	幼児教育・保育事業無償化に伴い、幼稚園において、実費徴収に係る副食費に要する費用等に対して低所得世帯等を対象に費用の一部を補助します。	子ども課

(2) 地域における子育て支援の充実

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育てに対する支援や協力を得ることが困難となり、子育て家庭の孤立が問題となっています。そのため、保護者の子育てに対する負担感、不安感が高まっています。保護者が自己肯定感を持ちながらこどもと向き合える環境を整え、かつ保護者同士や地域住民との交流を通して、子育ての経験や不安を共有できることが重要です。誰もが安心して子育てができるよう、身近な地域における子育て支援の充実を図ります。

① 情報提供・相談体制の充実

施策	事業内容	担当課
■ 子育て支援ガイドブックの充実	こどもや子育てに関する情報が、必要としている人に確実に届くよう、子育て支援ガイドブックの充実を図ります。	子ども課
■ インターネットによる情報提供の充実	保育園、小中学校の情報などホームページの子育て支援情報の内容の充実を図り、制度改正等を掲載します。	子ども課 学校教育課
■ こども家庭センターによる相談支援の充実	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年度にこども家庭センターを設置しました。 保健センター内と役場子ども課内にそれぞれこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、こども(18歳未満)に対し、連携し一体的な相談支援を行います。	子ども課 健康推進課
■ 教育相談体制の充実	不登校、いじめ、ひきこもり、学校生活、親子関係などの多様な相談に適切に対応できるよう、教育支援センターあいあいにおける教育相談の充実を図ります。	学校教育課
■ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の活性化	民生委員・児童委員、主任児童委員が、地域の身近な相談役としての役割を十分果たせるよう、地域活動の情報提供、地域活動参加機会の提供等を通じて、地域との連携や地域課題の把握を容易にし、活動の活性化を支援します。	福祉課
■ 地域における相談体制の充実	子育て支援センターで子育て支援に関する相談を行います。また必要に応じて各種専門相談機関との連携を図ります。	健康推進課 子ども課

② 地域における子育て拠点の充実

施策	事業内容	担当課
■ 地域子育て支援拠点事業の充実	子育ての不安の緩和等を目指し、「にこにこらんど」（高雄保育園内）と「すくすくらんど」（児童センター内）の2か所の子育て支援センターにおいて地域子育て支援拠点事業の充実を図ります。	子ども課
■ 園庭の開放	保育園が有する子育ての専門性を生かし、就園前のこどもを持つ保護者への相談や指導、親子の交流の場として園庭の開放を行います。	子ども課

③ 住民主体の活動支援

施策	事業内容	担当課
■ 子育てサークル等への支援	地域住民、ボランティアなどが主体となって運営する子育てサークルのサポートを行います。また、おもちゃの貸し出しや会場提供などを行い、継続的な活動を側面的にサポートします。	子ども課
■ ファミリー・サポート・センター事業の充実	ファミリー・サポート・センター事業は、住民自らがサービス提供者となる援助システムです。積極的な周知活動により利用促進を図るとともに、住民の相互援助に対する意識の醸成を推進し、地域住民とも連携し利用の拡大をめざします。 また、会員数を増やすため、広報紙やホームページ等に掲載をし、ニーズにあった利用ができるよう情報提供をします。	子ども課

(3) 支援を要するこどもへの対応

こどもの心身の障害や、ひとり親家庭などの状況により、自立した子育てが困難な家庭があります。すべてのこどもがいきいきと暮らすことができ、保護者が必要な時に協力を得られ、自立した子育てができるよう、こどもや保護者の個々の状況に応じた、きめ細かな支援を行います。

① 障害のあるこどもの保育・教育の充実

施策	事業内容	担当課
■障害児保育の充実	障害のあるこどもと障害のないこどもを一緒に保育する統合保育を推進し、障害の有無にかかわらずこどもの発達を促します。同時に、障害のあるこどもと障害のないこどもの相互理解によるノーマライゼーション理念※ ¹ の浸透を図ります。このため、加配保育士の配置、職員の研修等の充実を図ります。	子ども課
■発達障害早期発見のための支援	発達に遅れのあるこどもとその保護者を対象に健診事後フォロー教室や、心理育児相談を実施し、早期療育に移行できるよう支援をします。	健康推進課
■児童発達支援事業の充実	早期療育のための児童発達支援事業所として、つくし学園が設置されており、今後とも、療育内容の充実に努めていきます。言語訓練等、個々に対する支援プログラムづくりを引き続き行います。また民間の児童発達支援事業の利用についての支援をするとともに事業所の把握に努めます。	福祉課
■放課後等デイサービス事業の利用支援	障害のある就学児童が放課後を安心して過ごせるように、放課後等デイサービス事業の利用についての支援をするとともに事業所の把握に努めます。	福祉課
■障害のあるこどもを持つ保護者への支援	こどもの障害は、親にとっても精神的な負担が非常に大きく、継続的な心の支援が求められます。ピアカウンセリング※ ² の場の提供等を通じて精神的負担の軽減に努めます。 保護者の不安の解消を図るとともに、適切な療育相談や福祉サービスの情報提供が行われるよう、療育講座を開催します。	福祉課
■インクルーシブ教育の充実	障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うインクルーシブ教育※ ³ を推進します。学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。 また、通常学級での、支援の必要な児童・生徒への特別支援員の配置を進めます。	学校教育課

施策	事業内容	担当課
■ 障害のあるこどもへの支援体制の構築	令和4年度に設置した扶桑町自立支援地域協議会子ども部会において、特別なニーズを持つこどもに対する支援体制について保育、教育、保健、福祉、医療など各分野の連携、支援体制強化に努めていきます。また保護者の不安解消を図るとともに、必要に応じて適切な医療、療育、相談等につながるよう療育講座、巡回相談支援を行います。	福祉課

※1 「ノーマライゼーション理念」とは、1950年代、デンマークのバンク-ミケルセンが提唱した理念であり、障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方です。

※2 「ピアカウンセリング」とは、同じ職業や障害を持っているなど、同じ立場にある仲間同士によって行われるカウンセリングのことです。また、『ピア』とは『仲間』という意味です。

※3 「インクルーシブ教育」とは、障害のあるこどもと障害のないこどもが共に教育を受けることで、共生社会の実現に貢献しようという考え方です。

② ひとり親家庭の自立支援の充実

施策	事業内容	担当課
■ ひとり親家庭の自立支援	こどもの貧困対策も含め、ひとり親家庭の生活の安定を図り、医療費の助成など経済的な支援を継続して実施するとともに、自立に向けた就業支援のため、各種制度の周知、保育サービスの充実、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。	子ども課 戸籍保険課
■ ひとり親家庭に対する情報提供	ひとり親家庭のためのパンフレットを配布するなど情報提供の充実を図り、必要なサービスの利用を促進します。	子ども課
■ ひとり親家庭に対する就業支援	保護者の経済状況はこどもの生活に影響します。こどもが貧困に陥ることがないように、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、自立支援訓練給付金事業と高等技能訓練促進費事業の周知を図り、就業支援に努めます。	子ども課

(4) 仕事と生活の調和

ワーク・ライフ・バランスを重視し、住民一人ひとりが充実した生活を送れることが求められています。「仕事」は、個人の暮らしを支え、経済的に自立することは、企業や社会全体の活力と成長力を高めます。同時に、子育てや介護、地域交流などの「生活」の充実があってこそ、やりがいや喜びも倍増します。男女ともに働くすべての保護者が「仕事」と「生活」の調和のとれた、ゆとりある子育てを推進します。

① ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

施策	事業内容	担当課
■ ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行うとともに、意識啓発を図ります。	関係各課
■ 柔軟な就労形態の推進	多様な就労形態を促進するため、関係機関と連携し、就業者・事業者にジョブシェアリング※ ¹ や労働時間の短縮、フレックスタイム制度※ ² 等の各種制度の情報発信に努めます。	都市政策課

※¹「ジョブシェアリング」とは、通常、フルタイム勤務者1人で担当する職務を2人以上が分担し、評価・処遇もセットで受ける働き方です。仕事と育児、介護、勉強などとの両立を可能にするワークシェアリングの一形態で、より多くの人材に雇用機会を与える方法として注目されています。

※²「フレックスタイム制度」とは、一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることのできる制度です。労働者は仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができます。

② 子育てと仕事が両立できる環境づくりの促進

施策	事業内容	担当課
■ 育児・介護休業制度等の周知	関係機関と協力して、育児・介護休業制度等をPRし、取得を促進します。特に、男性も育児休暇を取得できることを含めた普及啓発を進めます。また、関係機関との連携を密にし、広報紙やホームページにて情報発信をします。	都市政策課
■ 再就職のための支援	再就職を希望する方に、就職のための情報を提供します。また、就職フェアを開催し、再就職を支援します。	都市政策課
	関係機関と協力し、事業主に対して、職場復帰等に関する情報収集に努め、商工会等と連携し啓発を行います。	都市政策課

③ 男女共同参画の推進

施策	事業内容	担当課
■ 男 女 共 同 参 画 の 意識啓発	男女共同参画に関する講座やセミナーの開催および 広報紙の男女共同参画コラム等への記載や、パンフ レットの配布により幅広い年代層を対象に意識啓発 を図ります。なお、開催にあたっては、他の部署や 関係団体と共同で行うなど、できるだけ多くの住民 の参加を得られるように努めます。	地域協働課
■ 男性の子育て参加 の促進	育児や子育てに男性が参加・協力するため、沐浴や 妊婦体験がパートナーとともに経験できる教室を開 催します。	健康推進課
■ 男性の育児休業取 得の促進	男性従業員が育児休業を取得した中小企業等（従業 員300人以下）に対する奨励金制度である愛知県中 小企業男性育児休業取得促進奨励金の活用を町内の 企業等に呼びかけます。	都市政策課

(5) こどもと家族の人権を守るための支援

家庭でのこどもへの虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）などこどもや家族の人権を侵害するような事件は決して特殊なことではなく、どこでも誰にでも起こり得ることです。こどもの健やかな成長のため、すべての住民が人権についての理解を深め、自分自身と他の人の人権を尊重できるような啓発に努めるとともに、こどもと家族の人権を守る体制づくりを進めます。

① こどもの人権に関する啓発

施策	事業内容	担当課
■人権教育の推進	こどもの教育において、人権教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。	戸籍保険課 学校教育課

② 児童虐待・DVの防止

施策	事業内容	担当課
■児童虐待防止ネットワーク会議の充実	児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取組が行われるよう、保育園、学校、保健センター、民生委員・児童委員等見守る関係機関に、警察、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センター等を加えて連携を強化します。	子ども課 関係各課
■児童虐待に対する相談の充実	被害にあったこどもや親等に対する専門家によるカウンセリング等の支援体制の充実を図ります。	子ども課
■児童虐待防止の啓発	住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。	子ども課
■要保護児童の支援と見守りの充実	児童からのSOSを見逃さないよう児童とその家族の支援や見守りを関係機関と連携して行うため、要保護児童対策地域協議会実務担当者会議にて児童相談センターからの指導に基づき、こども家庭センターや関係機関で情報共有します。また、家庭訪問等の頻度を多くし、児童やその家庭の様子を確認することに努めます。	子ども課
■こども家庭センターにおける支援の充実	こども家庭センターにおいてこどもの家庭支援全般に係る事務を担います。要支援児童および要保護児童等に関わる様々な関係機関との連携を調整し、子どもとその家庭の支援を行います。	子ども課

基本目標3 こどもが夢や希望を叶えるために

☆

(1) こどもの健全育成対策の充実

こどもたちが、のびのびと自分の力で生きていくためには、問題を解決する力や人を思いやるところ、たくましく生きるための健康なからだを育むことが重要です。さまざまな体験や多くの人とのふれあいを通じて、地域ぐるみでこどもの生きる力を育てていけるよう、地域活動や地域に溶け込んだこどもの居場所づくりを推進します。

① 地域活動の推進

施策	事業内容	担当課
■世代間交流の促進	次の時代を担うこどもたちに地域の文化・伝統を伝えていくことは豊かなまちづくりにつながります。扶桑町児童センターにおいて多世代間の交流を促進します。	子ども課
■地域学校協働活動の推進	地域全体でこどもの学びや成長を支えるため、学校を中心とし、地域住民・団体等の参画を得て、地域学校協働活動の推進を図ります。	生涯学習課
■子ども会活動の支援	子ども会活動をこどもが主体的にできるよう、子ども会連絡協議会との連携により、リーダーの育成、活動に関する情報の提供などの支援を行います。また、地域の活性化に繋がる子ども会活動が継続的に運営できるよう、扶桑町子ども会連絡協議会と連携して、イベントの企画・開催、補助金の交付、安全共済会への加入などの支援を行います。	生涯学習課
■総合型地域スポーツクラブの支援	こどもから高齢者まで世代を超えて、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、魅力あるスポーツ教室の開催に向けて総合型地域スポーツクラブの支援を行います。また、総合型地域スポーツクラブが自立して運営できるよう引き続き支援を行います。	生涯学習課

施策	事業内容	担当課
■ スポーツ少年団の活性化	こどもの身体・運動機能の向上と地域の連帯感を培うためにスポーツ少年団の活性化を図ります。また、地域の指導者の養成に努め、誰もが参加できる組織づくりを目指します。	生涯学習課

② こどもの居場所づくり

施策	事業内容	担当課
■ 放課後子ども広場の充実	小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、放課後にこどもの安全で健やかな居場所づくりを推進するため放課後子ども広場の充実を図ります。 また、放課後子ども広場への地域住民の参画を促すため、ボランティアとして広場に協力してくれる個人および団体の登録数が増加するよう努めます。	子ども課
■ 放課後児童クラブと放課後子ども広場の連携	放課後児童クラブおよび放課後子ども広場は全小学校区で実施しています。今後も引き続き、放課後子ども総合プランに基づいて学校施設の活用を基本とした両事業の一体的な連携により、実施に向けての事業を計画し進めます。	子ども課
■ 地域資源を活用した居場所づくり	公園をはじめ地域の既存施設を活用して、地域の協力のもと、こどもの遊び場・居場所づくりを進めます。	都市政策課
■ 扶桑町児童センターを活用した居場所づくり	令和5年度に開館した児童センターにおいて、こどもの居場所を提供します。	子ども課
■ 放課後児童クラブの充実	児童の健全育成と保護者の就労を支援するため、放課後児童クラブを各小学校内に設置するとともに、利用学年を小学1～6年生とし、通常土曜日も1クラブで開所するなど事業の充実を図ります。	子ども課

(2) 教育環境の充実

基礎的な学力を身につけることはもとより、生きる力と人間性を育むため、学校だけでなく、地域の教育力を活かした教育環境づくりを推進します。また、いじめ・不登校などに対応する教育と相談・支援体制の充実に努めます。

① 学校教育の充実

施策	事業内容	担当課
■学力の確実な定着	学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容を確実に身につけられるよう、教育課程や指導方法の工夫改善や少人数指導教員の配置などにより、個々に応じたきめ細かな学習指導を進めます。また、教員の資質向上に向けての研修を進めます。	学校教育課
■体験学習の充実	総合的な学習の時間などにおいて、自然体験、職場体験、保育体験、福祉体験など、地域の人々や自然とかかわる体験学習の充実を図り、実体験を通して生きる力や人間性を育みます。	学校教育課
■情報モラル教育の充実	こどもの情報モラルの向上とインターネット依存の予防をめざし、家庭との連携のもと、インターネットの適切な利用方法等を内容とした情報モラル教育の充実を図ります。	学校教育課
■部活動への支援	地域から指導者を招くなど、地域の教育力を活かした部活動の充実を図ります。	学校教育課
■特色ある学校づくり	地域や各校の特色を生かした学校づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりをめざします。また、順次、学校運営協議協議会と連携し、地域に開かれた学校づくりを進めます。	学校教育課
■保育・教育機関の連携（再掲）	保育園・幼稚園から小学校への円滑な移行が図れるよう、連携を強化していきます。また、保育士、教諭の共同研修や相互交流を推進し情報の共有化を図ります。	学校教育課 子ども課

(3) 次代の親の育成

親が親としての心構えと子育てに必要な知識を身につけ、主体的に子育てにかかわることにより親自身も成長し、喜びを感じながら子育てができるよう、親育ちの支援を行います。また、こども・若者が次代の親として、こどもを生み育てることの喜びや意義を感じられるための支援を進めます。

① 親育ちの支援

施策	事業内容	担当課
■ 身近な場所での子育て相談等の開催	こどものしつけや接し方など子育てに悩んでいる家庭が多いことから、子育て支援センター、保育園、保健事業などを活用して、身近な場所での子育て相談などを実施します。 こども家庭センターと連携を図り、相談事業を強化します。	子ども課 健康推進課
■ 家庭の教育力を高める情報提供	子育てに必要な知識や技術を学べるよう、さまざまな機会を通じて子育て情報を提供します。また、親同士が交流できる場の確保について検討します。	子ども課
■ 子育ておうえん講座の充実	誰もが持つ子育てやこどもとのふれあい方の悩みを解決する一助としてもらうための講座を開催します。 大学の協力を得て、専門の教員が実践を交えながら子育てに関わる問題解決の方策等を教えます。	生涯学習課
■ 地域活動への参加促進	子育ては地域の見守りの中で行われるべきものです。これから子どもを生み育てる若い男女や子育て中の若い世代の地域活動への参加を促進します。	関係各課

② 次代の親の育成

施策	事業内容	担当課
■ 中学生の保育体験の推進	少子化の進行により小さなこどもと接する機会の少なくなった中学生と園児がふれあう機会として、保育園で体験保育実習の実施を行います。	子ども課 学校教育課

(4) こども・若者の自立支援

こども・若者も、立派な本町の住民であり大切な存在です。自立した個人として自己を確立していけるよう、地域社会全体で支援する体制を整える必要があります。本町で生まれ育ったこども・若者が、この地で就労し、自立した家庭生活を送ることができるよう支援していきます。

また、こども・若者が一人の住民として地域活動などさまざまな社会活動に参加しやすい環境を整え、その意見や提案が町政やまちづくりに反映される仕組みを創出します。

① こども・若者の自立支援

施策	事業内容	担当課
■若者の就労意識の高揚	学校と地元企業等が協力した職場体験を促進し、こども・若者の就労意識の高揚を図ります。	学校教育課
■若者の就労支援	ハローワークなど関係機関と協力して、若者の就労に関する情報を提供します。 また、こども・若者またはその保護者を対象とした、キャリアカウンセラーによる出張相談の場を設けます。	都市政策課
■キャリア教育の推進	扶桑町産業かがやき条例に基づき、町内の中小企業者等の振興が、持続可能な地域社会の形成や地域住民の生活の向上につながることを尊重し、児童・生徒が自らの将来を考える上で働くことの意義や目的理解などを育むためのキャリア教育を推進します。	都市政策課

② 若者の移住・定住支援

施策	事業内容	担当課
■町内への移住・定住の促進	町内への移住・定住の促進および中小企業等における人手不足の解消を目的とし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都および神奈川県）から町内へ移住した人に対して移住支援補助金を交付します。	秘書企画課
■若者世帯や子育て世帯の町内への定住と長期優良住宅の普及の促進	定住人口の増加およびカーボンニュートラル実現のための取組みとして、長期優良住宅などの環境にやさしい住宅を取得し、本町に移住・定住する若者世帯および子育て世帯に補助金を交付します。	秘書企画課
■シティプロモーションの推進	ホームページやSNSを活用し、本町の魅力を町内外に発信することにより、特に若い世代の移住・定住を促進します。	秘書企画課

③ こども・若者の意見を取り入れたまちづくり

施策	事業内容	担当課
■ こども・若者の意見の聴取	本町では、町政に対する住民の意見を直接聴取するため「町政への手紙」を実施しています。 こども・若者の柔軟な考え方や価値観に基づく新しい視点がまちづくりに反映されるよう、若い世代に対し「町政への手紙」の周知をするなど、町政への意見・提言を募集していきます。	秘書企画課

基本目標４ こどもが安心して安全に過ごすために

☆

(1) こどもの安全確保

こどもが安心して外出でき、のびのびと活動できるよう、地域が一体となってこどもの安全を見守る体制を強化します。また、こども自身の危険を回避する能力を養うことができるよう、犯罪や災害、交通事故等における安全教育を推進します。

① こどもを犯罪から守る仕組みづくり

施策	事業内容	担当課
■ スクールガードによる見守り体制の強化	こどもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため保護者や地域住民によるスクールガードを配置するとともに、児童生徒が危険から身を守る方法を身につけるよう指導します。引き続きスクールガードを中心に見守り活動を行います。	学校教育課
■ 緊急避難所の充実	こどもが巻き込まれる犯罪等を未然に防ぐため、「子ども１１０番の家」（緊急避難所）等、こどもが地域で危険に遭遇しても、駆け込める緊急避難所の充実とＰＲを図ります。	学校教育課
■ 情報モラル教育の充実	インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育を充実します。	学校教育課

② こどもを災害・交通事故から守る仕組みづくり

施策	事業内容	担当課
■ 交通安全教育の充実	こどもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう、保育園・幼稚園、小・中学校において、地域の実状に応じた交通安全教室を、警察との連携により実施します。今後も関係機関の協力を得ながら啓発活動を実施します。	学校教育課 子ども課 防災安全課
■ 防災教育の推進	防災に関する知識や地震発生時の行動に関する学習を行います。	学校教育課 防災安全課
■ 街路灯の整備	防犯対策および安全対策の観点からも街路灯の整備を進めます。	土木農政課

(2) 子育てに配慮した生活環境の整備

快適な子育て環境に必要なのは「ゆとり」です。すべてのこどもと親が安心して暮らせる「ゆとりある空間」の創造は、次の時代を担うこどもたちに必要な投資です。こうした視点から、すべてのこどもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備に努めます。

① 良好な住環境の整備

施策	事業内容	担当課
■福祉向け県営住宅に関する情報提供	ひとり親家庭等に対する福祉向け県営住宅に関する情報を提供します。	子ども課

② 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

施策	事業内容	担当課
■ユニバーサルデザイン※の推進	公共建築物等の整備にあたっては、だれにでも使いやすい施設となるようユニバーサルデザインの考え方を推進します。	関係各課
■こどもに配慮した空間整備	公園・公共建築物等は、こどもやこども連れなどにやさしい整備を推進します。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の基準に沿った整備を推進します。	関係各課
■安全な歩行空間の確保	歩道の整備、歩道の段差解消など、安心して出かけられる歩行空間の整備を推進します。	土木農政課
■乳幼児、妊産婦に配慮した福祉避難所の開設	扶桑町児童センターにおいて、乳児・妊産婦の避難所生活に配慮した受入を行います。	防災安全課 子ども課

※「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらずさまざまな人々が気持ちよく使えるよう都市や生活環境を計画する考え方です。

1 教育・保育提供区域

☆

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本計画においては、町域および施設の整備状況並びにサービスの利用状況等を考慮し、原則として町全体を1つの教育・保育提供区域とします。

2 教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の推計

☆

保育園、幼稚園などの教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを推計するとともに、その提供体制を確保するための内容および実施時期を定めます。

(1) 支給認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

支給認定は次の1～3号の区分で行われます。

図表54 支給認定区分

年齢	保育を必要とする理由	対象施設	支給認定区分
満3歳以上	保育を必要とせず、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園	1号認定
満3歳以上	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園	2号認定
満3歳未満	保護者の就労や疾病、その他保育を必要とする事由により保育園等で保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育事業	3号認定

(2) 家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計するためには、1～3号の各支給認定区分にどれだけの家庭が該当するか把握する必要があります。

ニーズ調査の結果に基づき、対象となるこどもの父母の有無や親の就労状況・意向によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します

図表55 家庭類型の分類

父親 母親		ひとり親	フルタイム就労（産休・育休含む）	パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
				月120時間以上の就労	月120時間未満下限時間以上の就労	月下限時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労（産休・育休含む）			タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労（産休・育休含む）	月120時間以上の就労						
	月120時間未満下限時間以上の就労		タイプC	タイプE		タイプE'	タイプD
	月下限時間未満の就労		タイプC'	タイプE'			
未就労				タイプD			タイプF

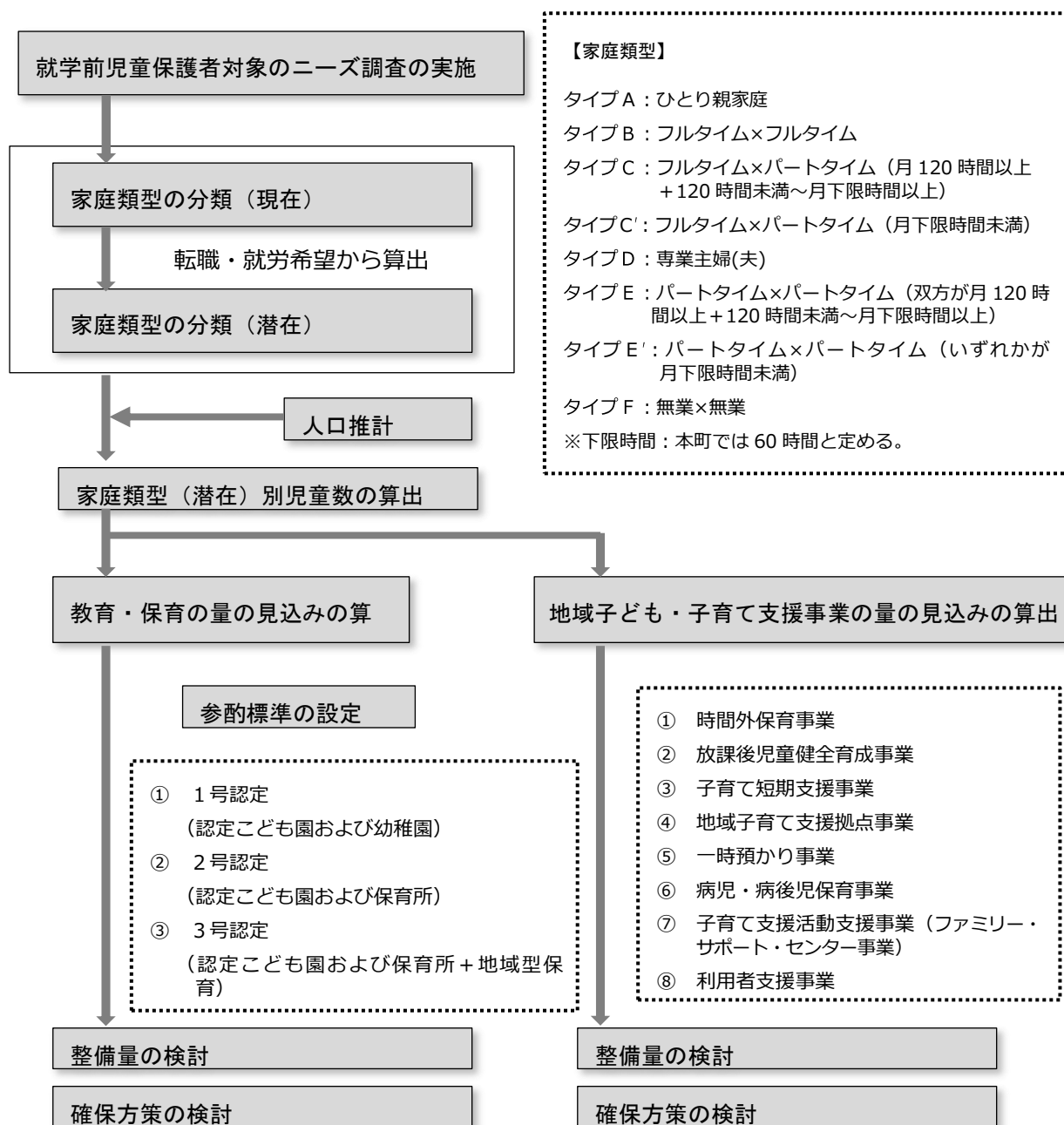
保育の必要性あり

※下限時間：各自治体が保育の必要性において48時間～64時間の間で定める時間であり、本町では60時間と定めています。

(3) 推計の手順

教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象者としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って、本町の地域特性等を検証しながら算出しました。

図表56 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計のフロー



(4) 子ども数の推計

各年度の推計子ども数（0～11歳）は、令和2～6年の住民基本台帳人口を基礎データとしコーホート変化率法により推計しています。

図表57 計画期間の推計子ども数

単位：人

区 分	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	3,492	3,451	3,421	3,397	3,398
0～2歳	720	736	803	849	857
0歳	230	269	274	275	277
1歳	220	242	282	286	288
2歳	270	225	247	288	292
3～5歳	869	855	804	757	773
3歳	295	272	227	249	290
4歳	281	298	275	229	251
5歳	293	285	302	279	232
6～8歳	887	878	872	892	878
6歳	286	297	289	306	283
7歳	295	286	297	289	306
8歳	306	295	286	297	289
9～11歳	1,016	982	942	899	890
9歳	331	308	297	288	299
10歳	338	332	309	298	289
11歳	347	342	336	313	302

3 教育・保育の量の見込みと確保策

☆

教育・保育事業二一ズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に二一ズ調査結果をもとにした各事業の利用意向率に加え、実績等を考慮し算出しました。その結果、本町に居住する就学前児童の教育・保育事業二一ズ量の見込みは図表58のとおりです。

図表58 第三期計画の教育・保育事業の量の見込みと確保の状況

単位：人

認定区分		1号	2号		3号	
			幼稚園の 利用希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
令和7年度	①量の見込み	245	82	520	20	210
	②確保方策					
	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170 (町内) 185 (町外) }	635	21	210
	確認を受けない幼稚園	335				
	地域型保育事業				4	8
	認可外保育施設			1	0	1
乖離 (②－①)			28	116	5	9
令和8年度	①量の見込み	241	82	511	21	215
	②確保方策					
	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170 (町内) 185 (町外) }	635	21	210
	確認を受けない幼稚園	335				
	地域型保育事業				4	8
	認可外保育施設			1	0	1
乖離 (②－①)			32	125	4	4
令和9年度	①量の見込み	227	78	480	22	220
	②確保方策					
	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170 (町内) 185 (町外) }	635	21	210
	確認を受けない幼稚園	335				
	地域型保育事業				4	8
	認可外保育施設			1	0	2
乖離 (②－①)			50	156	3	0
令和10年度	①量の見込み	224	76	474	22	224
	②確保方策					
	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170 (町内) 185 (町外) }	635	21	210
	確認を受けない幼稚園	335				
	地域型保育事業				8	16
	認可外保育施設			1	0	2
乖離 (②－①)			55	162	7	4
令和11年度	①量の見込み	228	78	483	22	227
	②確保方策					
	特定教育・保育施設	20	内訳 { 170 (町内) 185 (町外) }	635	21	210
	確認を受けない幼稚園	335				
	地域型保育事業				8	16
	認可外保育施設			1	0	2
乖離 (②－①)			49	153	7	1

※「確認を受けない幼稚園」とは、私学助成により運営する幼稚園をいいます。

※各年度確保方策における「町外185人」の内訳は江南市60人、犬山市60人、大口町65人と想定しています。

図表59 第三期計画の保育利用率の目標値

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（％）	33.9	33.2	30.5	30.3	30.0

※保育利用率は、国の指針に基づき、各年度の0～2歳の推計子ども数に対する3号認定の利用定員数の割合をもとに算出（少数点第2位を四捨五入）。

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園、認定こども園は、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

本町には私立幼稚園が1園あり、定員数は170人です。

令和5年5月1日現在、幼稚園、認定こども園を利用している児童は328人であり、町外の幼稚園、認定こども園においても供給量を確保し、ニーズに対応しています。

図表60 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①実利用者数	324	382	381	361	328
②供給量	405	405	405	405	405
乖離（②－①）	81	23	24	44	77

図表61 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保の状況

単位：人

区 分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	327	323	305	300	306
1号認定	245	241	227	224	228
2号認定 （幼稚園の利用希望が強い）	82	82	78	76	78
②供給量	355	355	355	355	355
乖離（②－①）	28	32	50	55	49

<サービスの確保方策>

引き続き、本町の私立幼稚園1園と町外の幼稚園、認定こども園にて供給量を確保し、ニーズに対応していきます。

(2) 保育施設（認可保育園、地域型保育事業、認可外保育施設）

保育施設は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができない等、保育が必要であると認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

本町には公立保育園が7園あり、定員は890人です。また、私立の地域型保育事業所が1か所あり、定員は12人です。

令和5年4月1日現在、認可保育園を利用している児童は725人です。利用者数に対して供給量は上回っている状況ですが、母親の就業率の上昇を背景に、実際には供給量（定員数）を超える応募があり、特に3号認定の待機児童が発生しました。

図表62 保育施設の利用状況の推移

単位：人

区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①総実利用者数		784 (7)	777 (2)	732 (2)	707 (0)	726 (2)
認可 保育園	2号認定	582 (5)	564 (2)	541 (1)	509 (0)	504 (1)
	3号認定	201 (2)	212 (0)	189 (1)	196 (0)	220 (1)
	0歳	12 (0)	18 (0)	16 (0)	12 (0)	16 (0)
	1・2歳	189 (2)	194 (0)	173 (1)	184 (0)	204 (1)
認可外保育施設		1	1	2	2	2
②供給量		892	892	892	892	892
乖離（②－①）		108	115	160	185	166

※（ ）内は私立保育園児童数

図表63 保育施設の量の見込みと確保の状況

単位：人

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		750	747	722	720	732
	2号認定	520	511	480	474	483
	3号認定	230	236	242	246	249
	0歳	20	21	22	22	22
	1・2歳	210	215	220	224	227
②供給量		880	880	881	893	893
	認可保育園	866	866	866	866	866
	地域型保育事業	12	12	12	24	24
	認可外保育施設	2	2	3	3	3
乖離（②－①）		130	133	159	173	161

＜サービスの確保方策＞

引き続き、本町の公立保育園7園を中心に認可外保育施設等の利用状況も考慮し、供給量を確保し、ニーズに対応します。また、3号認定のニーズに注視しながら受け入れ体制の整備を検討していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

☆

(1) 利用者支援事業

本町では、保健センターにおいて平成30年度に子育て世代包括支援センターの「基本型」を、令和2年度には「母子保健型」を開設し、妊娠、子育てに関する健康教育や育児相談、健康診査、発達検査を実施してきましたが、令和6年度から「こども家庭センター」と名称を変更し、主に母子保健に関することは保健センター、児童福祉や児童虐待に関することは子ども課において、妊娠期から出産、子育て期にわたり、切れ目のない一体的な相談支援を行うとともに、保育園や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供、関係機関との連絡調整を行っています。

図表64 利用者支援事業の利用状況の推移

◎基本型

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①必要量	か所	1	1	1	1	1
②供給量	か所	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

◎母子保健型

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①必要量	か所	1	1	1	1	1
②供給量	か所	0	1	1	1	1
乖離 (②-①)	か所	△ 1	0	0	0	0

図表65 利用者支援事業の量の見込みと確保の状況

◎こども家庭センター

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	1	1	1	1	1
②供給量	か所	1	1	1	1	1
乖離 (②-①)	か所	0	0	0	0	0

＜サービスの確保方策＞

こども家庭センターを拠点として、こども・子育てに関する切れ目のない支援の充実を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。現在の2か所（児童センターおよび高雄保育園）の地域子育て支援センターにおいて実施しています。

図表66 地域子育て支援拠点事業の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延べ利用者数	人／年	12,773	14,241	16,638	20,556	24,196
②供給量	人／年	12,773	14,241	16,638	20,556	24,196
乖離（②－①）	人／年	0	0	0	0	0

図表67 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人／年	22,549	23,058	25,094	25,424	25,663
②供給量	人／年	22,549	23,058	25,094	25,424	25,663
乖離（②－①）	人／年	0	0	0	0	0

<サービスの確保方策>

引き続き、2か所の拠点において事業の充実を図ります。

(3) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

<サービスの確保方策>

現在、本町では実施していませんが、対象となる家庭の現状とニーズを把握しながら実施を検討していきます。

(4) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

<サービスの確保方策>

現在、本町では実施していませんが、対象となる児童の現状を把握しながら、こどもの居場所づくりの枠組みの中で検討していきます。

(5) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

<サービスの確保方策>

現在、本町では実施していませんが、対象となる親子の現状とニーズを把握しながら実施を検討していきます。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。本町での該当施設はなく、緊急時などのために、広域でニーズに対応できる体制を確保しています。本町が利用している施設は7施設ですが、近年、利用実績がありません。

図表68 子育て短期支援事業の利用状況の推移

区 分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延べ利用者数		人／年	0	0	0	0	0
確保 方策	②供給量	人／年	0	0	0	0	0
	実施か所	か所	-	-	-	-	7
乖離（②－①）		人／年	0	0	0	0	0

図表69 子育て短期支援事業の量の見込みと確保策

区 分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／年	4	4	4	4	5
確保 方策	②供給量	人／年	4	4	4	4	5
	実施か所	か所	7	7	7	7	7
乖離（②－①）		人／年	0	0	0	0	0

＜サービスの確保方策＞

本町には該当サービスを提供する施設はありませんが、広域的な対応により、引き続き緊急時などに利用可能な体制を確保していきます。また、保護者がこどもと共に利用することが可能であること等の周知を行います。

(7) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等を利用していない生後6か月から3歳未満のこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無に関わりなく通園できる事業です。

図表70 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保策

区 分		単 位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／年	261	271	323	332	337
	0歳児	人／年	43	44	45	46	46
	1歳児	人／年	101	146	151	154	156
	2歳児	人／年	117	81	127	132	135
確保 方策	②供給量	人／年	—	352	352	387	387
	実施か所	か所	—	1	1	2	2
乖離（②－①）		人／年	—	81	29	55	50

<サービスの確保方策>

令和8年度から実施します。なお、令和8年度・9年度は月一定時間の利用可能枠を5時間とし、令和10年度以降は10時間とする予定です。

(8) 一時預かりおよび幼稚園の預かり保育

① 幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）

預かり保育は、保護者の希望に応じて、幼稚園等の在園児を対象として一時的に預かり、必要な保育を実施する事業です。町内には実施している幼稚園はなく、広域において2か所で実施しています。

図表71 幼稚園の預かり保育の利用状況の推移

区 分		単 位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延べ利用者数		人／年	189	189	196	221	228
確保 方策	②供給量	人／年	189	189	196	221	228
	実施か所	か所	1	1	1	2	2
乖離（②－①）		人／年	0	0	0	0	0

図表72 幼稚園の預かり保育の量の見込みと確保策

区 分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／年	231	228	214	211	215
確保 方策	②供給量	人／年	231	228	214	211	215
	実施か所	か所	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		人／年	0	0	0	0	0

＜サービスの確保方策＞

幼稚園の利用希望が強い2号認定を受ける児童の数から見込んでいます。

現状の実施体制を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

② 未就園児の一時預かり事業（一時保育）

一時保育は、普段は家庭で保育しているこどもを、保護者が病気や介護、一時的または断続的な就労、学習、冠婚葬祭等の理由で家庭保育ができないときに、緊急、一時的に預かるサービスです。町内では高雄保育園および斎藤保育園において実施しています。

図表73 一時保育の利用状況の推移

区 分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延べ利用者数		人／年	3,417	2,255	3,121	2,479	3,478
確保 方策	②供給量	人／年	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	実施か所	か所	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		人／年	1,463	2,625	1,759	2,401	1,402

図表74 一時保育の量の見込みと確保策

区 分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／年	3,531	3,474	3,267	3,218	3,287
確保 方策	②供給量	人／年	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
	実施か所	か所	2	2	2	2	2
乖離（②－①）		人／年	1,349	1,406	1,613	1,662	1,593

＜サービスの確保方策＞

従来の利用に加え、子育て負担を軽減する目的での利用も勘案し見込みました。

実際のニーズの動向を把握しながら、実施体制を維持・強化していくことで、供給量の確保を図ります。

(9) 時間外保育事業(延長保育事業)

時間外保育(延長保育事業)については、保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育園等で保育を実施する事業です。本町では公立保育園全7園において実施しています。

図表75 時間外保育事業の利用状況の推移

区 分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①実利用者数		人／日	206	211	205	225	252
確保 方策	②供給量	人／日	350	350	350	350	350
	実施か所	か所	7	7	7	7	7
乖離(②－①)		人／日	144	139	145	125	98

図表76 時間外保育事業の量の見込みと確保策

区 分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／日	337	337	340	340	346
確保 方策	②供給量	人／日	350	350	350	350	350
	実施か所	か所	7	7	7	7	7
乖離(②－①)		人／日	13	13	10	10	4

＜サービスの確保方策＞

量の見込みについては、午後6時30分以降の利用希望者を参考に見込みました。

現状の実施体制を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

(10) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期であるこどものいる保護者が、勤務等で自宅での育児ができない場合において、病院・保育所等に付設された専用スペース等を利用し、看護師等が一時的に保育等をする事業です。本町では、「つくしこどもクリニック」に事業を委託し、大口町と共同で実施しています。

図表77 病児・病後児保育事業の利用状況の推移

区 分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延べ利用者数		人／年	98	34	68	110	81
確保 方策	②供給量	人／年	120	120	120	120	120
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
乖離(②－①)		人／年	22	86	52	10	39

図表78 病児・病後児保育事業の量の見込みと確保策

区 分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／年	81	89	99	107	117
確保 方策	②供給量	人／年	120	120	120	120	120
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
乖離（②－①）		人／年	39	31	21	13	3

＜サービスの確保方策＞

現状の受入れ体制・実施施設を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

(11) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。本町では、平成28年度からNPO法人に委託して事業を実施しています。

図表79 ファミリー・サポート・センター事業の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①延べ利用者数	人／年	158	443	448	267	230
②供給量	人／年	158	443	448	267	230
乖離（②－①）	人／年	0	0	0	0	0

図表80 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保の状況

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人／年	293	290	287	285	285
②供給量	人／年	293	290	287	285	285
乖離（②－①）	人／年	0	0	0	0	0

＜サービスの確保方策＞

現状の実施体制を維持していくとともに、援助会員の増加に努めることにより供給量の確保を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案し、特定教育・保育施設に対して保護者が支払う給食費（副材料費）や教材費・行事費等を助成する事業です。

図表81 実費徴収に係る補足給付を行う事業の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人／年		34	20	23	26

図表82 実費徴収に係る補足給付を行う事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人／年	30	30	30	30	30
②供給量	人／年	30	30	30	30	30
乖離（②－①）	人／年	0	0	0	0	0

<サービスの確保方策>

引き続き、実費徴収費用を助成していきます。

(13) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査・研究その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

<サービスの確保方策>

需給のバランスが保たれており、民間事業者参入の必要性が低いと考えられますが、今後、新規事業者の参入があった場合には導入について検討します。

5 こどもの放課後対策に係る事業の量の見込みと確保策

☆

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

図表83 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
①実利用者数	人	450	526	508	555	632	
	小学１年生	人	106	118	134	142	143
	小学２年生	人	105	116	110	140	158
	小学３年生	人	112	121	112	105	139
	小学４年生	人	77	101	78	89	98
	小学５年生	人	35	47	55	50	66
	小学６年生	人	15	23	19	29	28
確保 方策	②供給量	人	450	526	508	555	632
	実施か所数	か所	4	4	4	4	4
乖離（②－①）		人	0	0	0	0	0

図表84 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保の状況

区 分	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	人	630	630	630	633	633	
	小学 1 年生	人	144	160	153	163	154
	小学 2 年生	人	158	155	167	161	171
	小学 3 年生	人	139	134	137	143	140
	小学 4 年生	人	98	91	88	85	89
	小学 5 年生	人	64	63	59	57	56
	小学 6 年生	人	27	27	26	24	23
確保 方策	②供給量	人	630	630	630	633	633
	実施か所数	か所	4	4	4	4	4
乖離（②－①）		人	0	0	0	0	0

＜サービスの確保方策＞

各小学校敷地内にある放課後児童クラブ館において実施しています。

今後も現在の実施体制を維持するとともに、長期休暇中のみの利用ニーズに対応できるように、長期休暇中は使用していない放課後子ども広場の教室を利用して実施していきます。

(2) 放課後子ども広場

放課後子ども広場は、放課後に小学校の余裕教室等を活用して、スポーツ、学習、文化活動、地域住民との交流活動等によりこどもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを目的とした事業です。小学校1・2年生を対象として下校後に4か所の各小学校敷地内で開設しています。

図表85 放課後子ども広場の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①実利用者数	人	237	231	188	152	144
②供給量	人	266	266	266	266	266
乖離(②-①)	人	29	35	78	114	122

図表86 放課後子ども広場の量の見込みと確保の状況

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	140	141	141	142	140
②供給量	人	266	266	266	266	266
乖離(②-①)	人	126	125	125	124	126

＜サービスの確保方策＞

放課後子ども広場に、ボランティアとして協力してくれる地域住民および団体の登録数が増加するよう努めることで、供給量を確保します。

(3) 扶桑町児童センターひまわり

すべてのこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、令和5年4月に「扶桑町児童センターひまわり」を開館しました。

0～18歳未満のこどもが安心して安全に過ごすことができる居場所として、年齢に応じた遊びや各種イベント、学習の場の提供などを行っています。

6 成育医療等に係る事業の量の見込みと確保策等

☆

(1) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。母子の健康の保持増進を図り、安心・安全な妊娠出産ができるよう、妊娠期14回の健康診査、子宮頸がん検診1回と産後2回の健康診査にかかる費用を対象者全員に対して補助しています。

図表87 妊婦健康診査の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ受診者数	人／年	3,818	3,576	3,774	3,610	3,322

図表88 妊婦健康診査の見込みと確保策

区 分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／年	3,713	3,798	3,868	3,882	3,911
確保方策	②供給量	人／年	3,713	3,798	3,868	3,882	3,911
	実施場所：医療機関 健診時期：妊婦または妊娠期、産婦は産後1か月の期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目						

<サービスの確保方策>

引き続き、母子健康手帳交付時に受診票を配布し、妊産婦健康診査費用の一部を補助します。

(2) 妊婦等包括相談支援事業（出産・子育て応援給付金の支給に伴う伴走型相談支援）

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てをできるようにするため、令和5年3月から「出産・子育て応援事業」として従来の母子保健事業を強化し、妊娠期から子育て期まで身近で相談・支援を行う伴走型相談支援を行うとともに、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等における負担軽減を図るため、出産・子育て応援給付金を支給しています。

図表89 出産・子育て応援給付金の給付状況

区 分	単位	令和5年度
利用件数	出産応援金	人／年 258
	子育て応援金	人／年 216

図表90 妊婦等包括相談支援事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	回／年	789	807	822	825	831
②供給量	回／年	789	807	822	825	831
乖離（②－①）	回／年	0	0	0	0	0

＜サービスの確保方策＞

引き続き、こども家庭センターにおいて、妊娠期（妊娠届出時および32週）と出産後に保健師・助産師等が面談を行い、子育て支援サービスの紹介や相談支援等につなぐなど、子育てに必要な切れ目のない支援を実施します。

（3）産後ケア事業

産後ケア事業は、出産後、体調がすぐれない人、赤ちゃんとの生活に強い不安がある人で、家族等からの支援が受けられない人等が、母子の心身のケア、授乳指導、育児相談などが受けられる事業です。医療機関などに宿泊しケアを受ける「宿泊型」、医療機関などに半日滞在しケアを受ける「デイサービス型」、助産師が自宅に訪問する「訪問型」の3種類があります。

図表91 産後ケア事業の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数	人／年	-	-	6	6	10

図表92 産後ケア事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人／年	39	42	45	48	51
確保方策	②供給量	39	42	45	48	51
	宿泊型	対象：産後4か月未満の母子 実施：近隣の医療機関				
	デイサービス型					
	訪問型	対象：産後1年未満の母子 実施：委託助産師				

＜サービスの確保方策＞

産後の不安を軽減することで、誰もが安心して子育てができるよう利用の促進を図るとともに、現状の実施体制を維持していくことで、供給量の確保を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

保健センターの助産師又は保健師が、生後3か月までの乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握して、適切な指導や助言、情報提供を行います。また、新生児訪問として4か月健診前までの乳児に対しての追加の訪問を町の独自事業として行っています。

図表93 乳児家庭全戸訪問事業の利用状況の推移

区 分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人／年	249	249	262	249	221

図表94 乳児家庭全戸訪問事業の見込みと確保策

区 分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		人／年	263	269	274	275	277
確保方策	②供給量	人／年	263	269	274	275	277
	実施機関：保健センター						
	実施体制：保健センターの助産師、保健師						

＜サービスの確保方策＞

引き続き、既存の体制を基本として、助産師、保健師による事業を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの結果、養育支援が必要と認められる家庭を助産師または保健師が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を提供する事業であり、本町では令和2年度から実施しています。新生児訪問、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査の機会を通じて把握した家庭に対して、保健師等が定期的な見守りとフォローアップをしています。

図表95 養育支援訪問事業の見込みと確保策

区 分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	②供給量	人	20	20	20	20
	実施機関：保健センター 実施体制：保健センターの助産師、保健師					

＜サービスの確保方策＞

乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査の結果、継続支援が必要な家庭に対して引き続き、既存の体制を基本として事業を実施します。

(6) 成育医療等基本方針に基づく評価指標

母子保健事業等については、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）に基づく、母子保健を含む成育医療等の提供に関する施策に係る評価指標のうち、市町村のアウトカム（成果）指標とされている項目を指標として掲げ、関連施策を推進していきます。

図表96 成育医療等基本方針に基づく評価指標（市町村レベルのアウトカム指標）

指標		基準値 (令和5年度直近)	目標値 (令和10年度直近)	出典等
産後うつ	産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	3.0%	減少	母子保健事業の実施状況
	産後ケア事業の利用率	0%	増加	事業実績
低体重児	妊婦の喫煙率	0%	0%	乳幼児健康診査問診回答状況
	妊娠中のパートナーの喫煙率	9.7%	0%	乳幼児健康診査問診回答状況
妊産婦の口腔	妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	41.2%	増加	地域保健・健康増進事業報告
乳幼児の口腔	保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	95.9%	増加	乳幼児健康診査問診回答状況
こどもの生活習慣	1週間の総運動時間（体育授業を除く）が60分未満の児童の割合	小5男子：18.9%	14%	健康に関する意識調査（小中学生調査）
		小5女子：17.9%	13%	
		中2男子：4.3%	3%	
		中2女子：11.2%	8%	
児童虐待	乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4か月児：93.7%	95%	乳幼児健康診査問診回答状況
		1歳6か月児：83.5%	85%	
		3歳児：62.7%	70%	
	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	84.2%	88%	乳幼児健康診査問診回答状況
社会資源	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	96.0%	97%	乳幼児健康診査問診回答状況
	ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	4か月児：88.9%	90%	乳幼児健康診査問診回答状況
		1歳6か月児：83.6%	85%	
		3歳児：77.6%	80%	

7 教育・保育の一体的提供とその推進体制の確保

☆

(1) 認定こども園に関する考え方

就学前のこどもの教育・保育を行う施設としては、保護者の就労等の有無に関係なく利用できる認定こども園は保護者にとって利用しやすい施設であるといえます。しかし、本町においては、既存の町内施設および近隣市町の施設において、利用者のニーズに応じ、幼児期の教育・保育事業が円滑に提供されているのが現状といえます。

今後は、利用者の状況やニーズを十分検証しつつ、保育を担う人材確保や、より質の高い幼児教育を提供する体制の整備などの進捗状況を勘案するとともに、公立・私立、幼稚園・保育園等、町内の教育・保育施設の適正配置などを考慮しながら、既存の保育園にて供給量を調整しながら保育事業を展開していきます。

(2) 幼稚園・保育園と小学校との連携の促進

幼児期の教育・保育は、こどもたちの生きる力の基礎やその後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、幼稚園および保育園においてより質の高い幼児教育の充実を図るとともに、小学校との連携を強化し、義務教育への円滑な移行に努めます。

8 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

☆

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

新制度未移行幼稚園の授業料および幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料については、各施設の協力のもと、無償化のメリットが実感できるよう法定代理受領による給付を基本とし、認可外保育施設等の利用料については、償還払いを基本とします。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や工事、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権を持つ県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

1 計画の推進体制

☆

本町において「こどもまんなか社会」を実現するためには、こどもをめぐるさまざまな問題や課題は、地域社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識のもと、地域住民、学校、教育・保育施設、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力しながら、本計画を推進していく必要があります。

地域での取組（役割）と町全域での取組（役割）が互いに補完し、それぞれの強みを活かしながら地域のさまざまな活動主体の協働により、こどもに関する取組を効果的に推進します。また、社会福祉協議会などの関連団体やNPO法人、民間企業、さらには近隣市町との協力関係を深め、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

2 計画の公表および周知

☆

計画の公表および周知にあたっては、本計画やこどもと子育てに関する制度について広く住民に周知するとともに、地域の関係機関等への周知を図り、適宜、必要な人に適切な情報が届くよう、パンフレットや広報紙、ホームページ等を用いながら、きめ細やかな情報提供に努めます。

3 計画の評価と進捗管理

☆

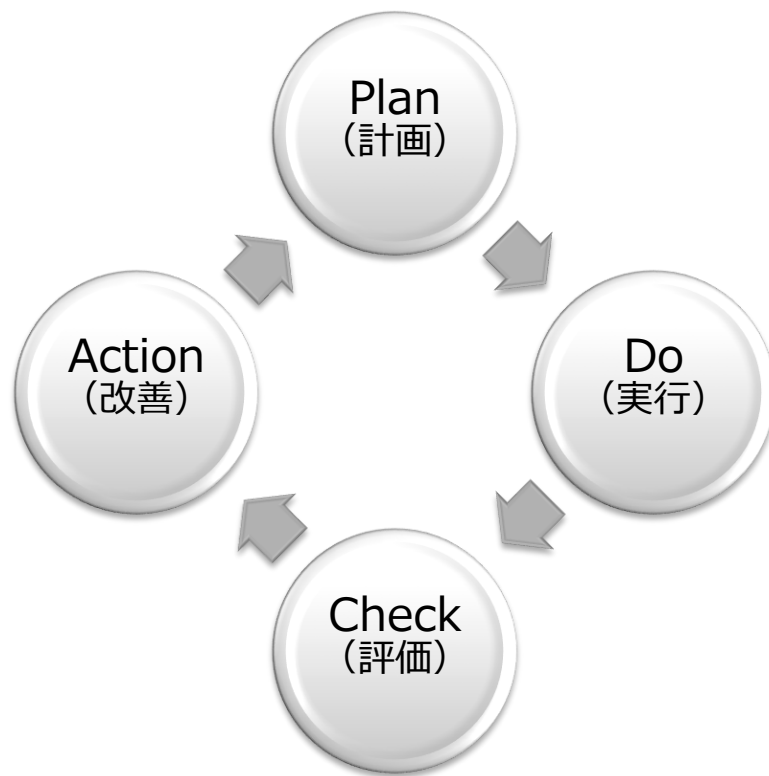
計画の実効性を高め、目標等を達成するためには、計画に即した事業が円滑に実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況を把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、毎年度、事業等の進捗状況の把握・評価を行います。

また、計画を立案し（Plan）、実行する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、扶桑町子ども・子育て会議において、年度ごとに進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直しについての協議を行い、計画の円滑な推進に努めます。

図表 97 マネジメントサイクル（PDCAサイクル）



資 料 編

1 扶桑町子ども・子育て会議

☆

(1) 設置条例

○扶桑町子ども・子育て会議設置条例

〔平成26年3月28日条例第1号〕

最終改正：令和5年3月28日条例第10号

(設置)

第1条 本町は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、扶桑町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織等)

第2条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織し、別表に掲げる者の中から町長が委嘱又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しく

は説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償については、扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年扶桑町条例第1号）に規定する額とする。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、扶桑町教育部子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名 等
扶桑町立小中学校校長代表
扶桑町主任児童委員代表
扶桑幼稚園長
扶桑町立小中学校PTA代表
扶桑町立保育園PTA代表
愛知県一宮児童相談センター職員
扶桑町子育てサークル代表
扶桑町要保護児童対策地域協議会委員
扶桑町教育委員会教育部長
扶桑町健康福祉部健康推進課職員
その他町長が必要と認める者

(2) 委員名簿

職 名 等		氏 名	備 考
扶桑町小中学校校長代表	山名小学校校長	櫻井 まゆみ	
主任児童委員代表		長谷川 実弘	会長
扶桑幼稚園長		山田 恵士	
扶桑町立小中学校 P T A 代表	扶桑北中学校 P T A 会長	菅原 英剛	令和5年度まで
	山名小学校 P T A 会長	伊藤 貴子	令和6年度から
扶桑町立保育園 P T A 代表	高雄南保育園 P T A 会長	松岡 碧	令和5年度まで
	斎藤保育園 P T A 会長	子安 由季	令和6年度から
愛知県一宮児童相談センター職員		伊佐治 夏海	
扶桑町子育てサークル代表	あっぷるくらぶ代表	佐々木 美由紀	令和5年度まで
扶桑町要保護児童対策地域協議会代表	委員	長谷川 真弓	副会長
扶桑町教育委員会教育部長		仙田 剛宏	
扶桑町健康福祉部健康推進課職員	保健センター	社本 弘子	
その他町長が必要と認める者 (労働者を代表する者)		伊藤 恵里	
その他町長が必要と認める者 (労働者を代表する者)	特定非営利活動法人 ママ・ちょこ	高木 八重子	令和6年度から

2 計画の策定経緯



年 月 日	内 容
令和5年11月7日	令和5年度第1回扶桑町子ども・子育て会議 ・第三期扶桑町子ども・子育て支援事業計画の概要について ・扶桑町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
令和5年12月1日～ 12月22日	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査（就学前児童保護者調査、小学生保護者調査）の実施
令和6年2月13日	令和5年度第2回扶桑町子ども・子育て会議 ・扶桑町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果について ・小規模保育事業所も認可に係る意見聴取について
令和6年6月25日	令和6年度第1回扶桑町子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書について ・こども・若者の生活実態・意識調査について
令和6年7月29日～ 8月16日	こども・若者の生活実態・意識調査の実施
令和6年10月30日	令和6年度第2回扶桑町子ども・子育て会議 ・こども・若者の生活実態・意識調査報告書について ・扶桑町こども計画について
令和6年12月19日～ 令和7年1月17日	パブリックコメントの実施

扶桑町こども計画

令和7年（2025年）3月

発行——扶桑町

編集——教育部 子ども課

〒480-0102

丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地

TEL 0587-92-4128

FAX 0587-93-2034